



令和 6 年度版

地方税のしおり

2024

徳島県立東部防災館おきのすインドアパーク



表紙・徳島県立東部防災館おきのすインドアパーク

目次

はじめに	1	軽自動車税種別割	41
徳島県の予算と県税収入	2	自動車と税	43
徳島県の予算の使いみち	3	鈷区税	46
市町村の予算と市町村税収入・予算の使いみち	4	狩猟税	46
税金の種類	5	固定資産税	47
個人県民税・個人市町村民税	6	都市計画税	52
法人県民税・法人市町村民税・法人事業税	12	国民健康保険税	53
県民税利子割	20	鈷産税	56
県民税配当割	21	入湯税	56
県民税株式等譲渡所得割	21	申告と納税の期限の一覧	57
個人事業税	22	延滞金・加算金	59
不動産取得税	24	納税の猶予・減免について	61
地方消費税	27	地方税の救済制度	63
県たばこ税・市町村たばこ税	28	納税の方法	64
ゴルフ場利用税	29	税金についてのお問い合わせは	66
軽油引取税	30	令和6年度主な地方税法等の改正	69
自動車税環境性能割	32	社会保障・税番号（マイナンバー）制度	71
自動車税種別割	36	e L T A X（エルタックス）について	72
軽自動車税環境性能割	39	「税についての作文」紹介	73

青色文字は、県税です。緑色文字は、市町村税です。

この冊子に記載した税目の内容等は、特段の記載がない限り、令和6年4月1日現在のものです。



はじめに

地方税（県税、市町村税）は、私たちの地域社会をより豊かで住みよいものにするため、例えば、道路や港湾の整備、皆さんの教育、商工業や農林水産業の振興、経済的に不安定な人たちへの社会保障などの仕事を積極的に進めていくための、大切な財源となっています。

そこで、地方税がどのようなしくみで、いつ、どれだけ納められているのか、また、それがどのように生かされているのか、そのあらましをわかりやすくお知らせするために、この「地方税のしおり」を作りました。

この小冊子で県、市町村の仕事と地方税について更に、地方自治や地方財政と租税とのかかわりを正しく理解していただければ幸いです。

徳 島 県

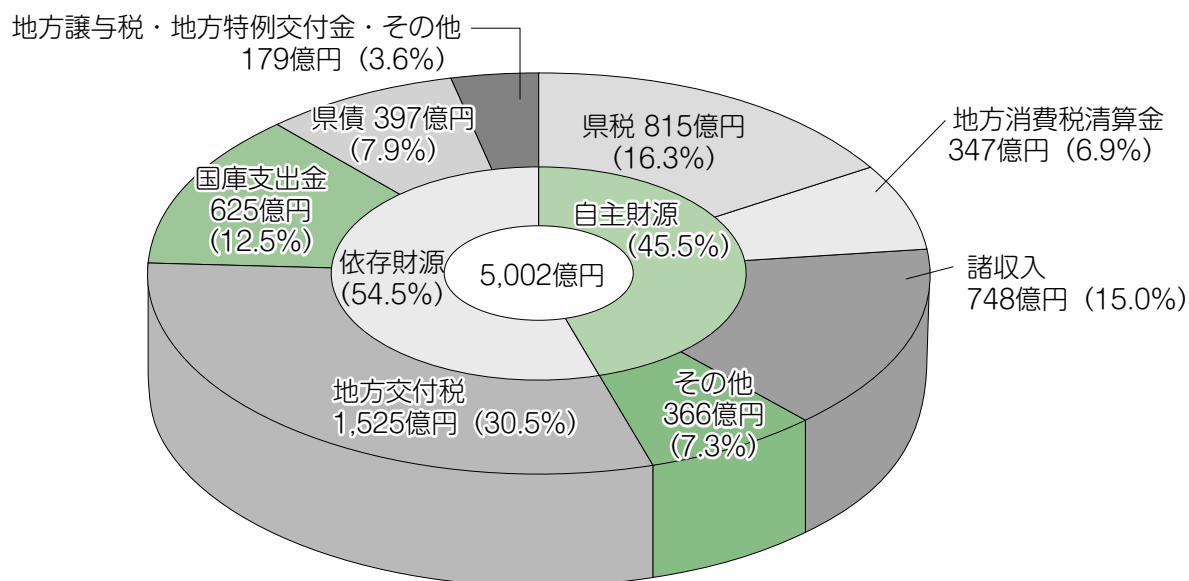
徳島県市長会

徳島県町村会

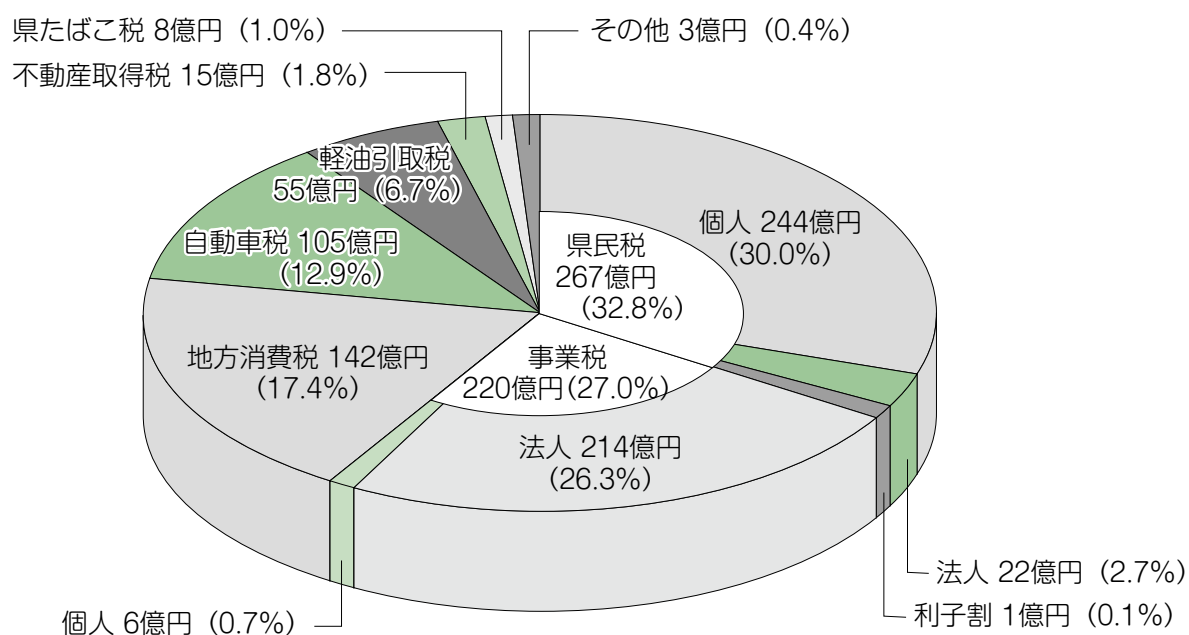
徳島県の予算と県税収入

令和6年度の一般会計予算は、5,002億円です。このうち県税収入は815億円で、一般会計予算の16.3%を占め、県政を進めていくうえで重要な財源となっています。

〔一般会計（歳入）の内訳〕
5,002億円



〔県税の内訳〕
815億円

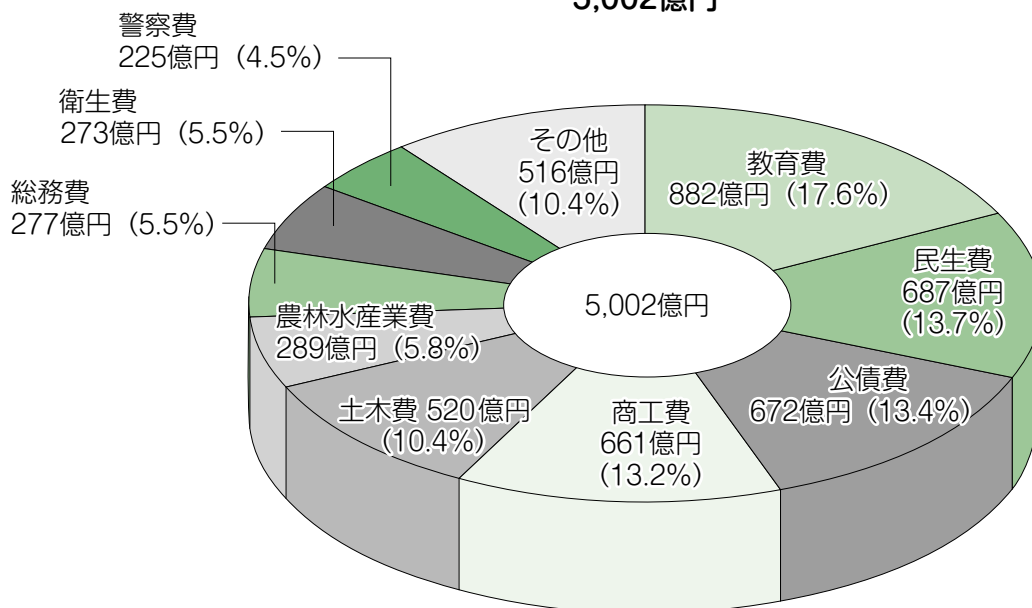


徳島県の予算の使いみち

徳島県の予算の使いみちを目的順に分類すると、教育や文化の振興に使う「教育費」に最も多くのお金が使われています。そのほか、福祉の充実のために使う「民生費」、県の借入金返済のために使う「公債費」、産業の振興と創出のために使う「商工費」、道路整備など県土づくりに使う「土木費」、農林水産業の振興のために使う「農林水産業費」などがあります。

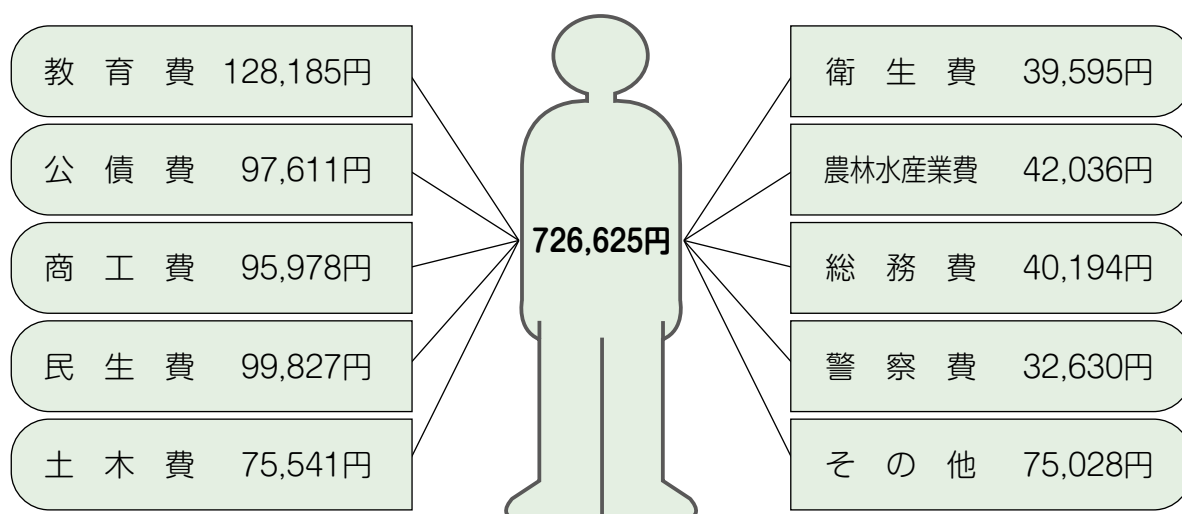
〔一般会計（歳出）の内訳〕

5,002億円



〔県民一人当たりに使われるお金〕 726,625円

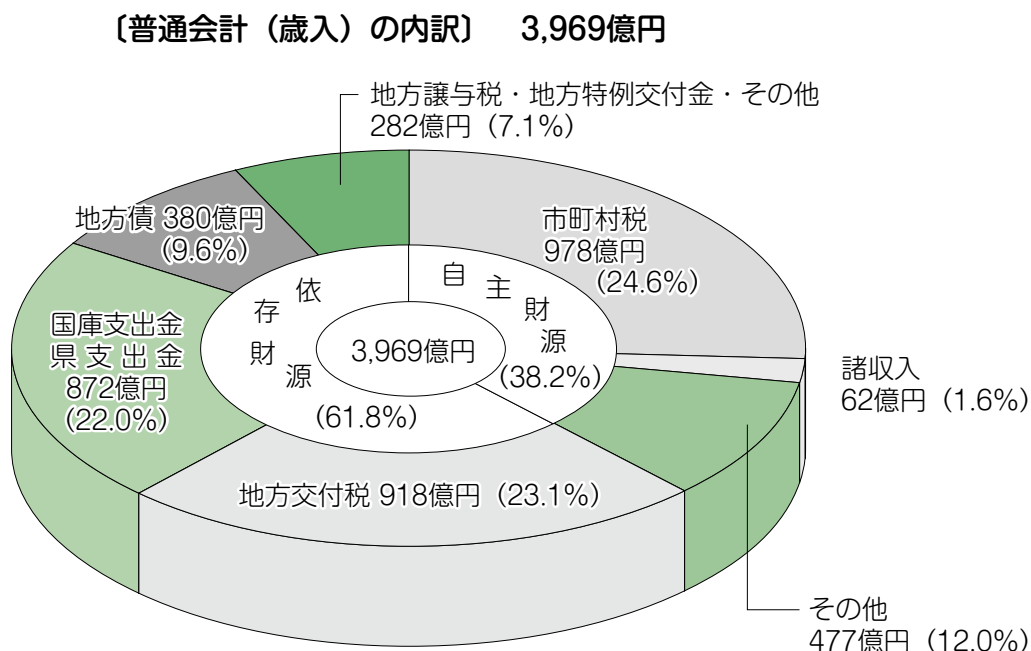
〔県民一人当たりが納める県税額〕 118,395円



(人口：令和6年4月1日現在の推計人口 688,373人)

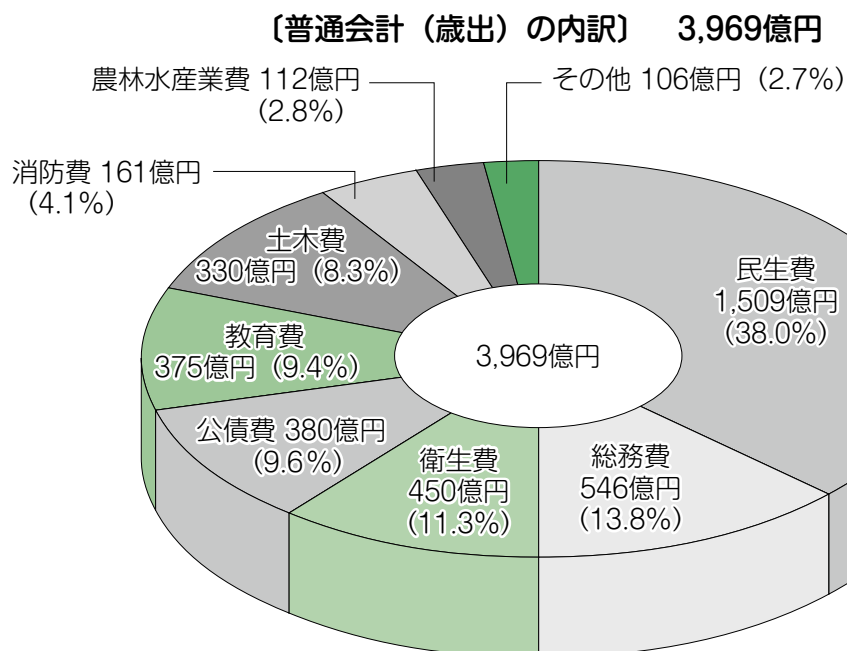
市町村の予算と市町村税収入

令和6年度の県内市町村の普通会計当初予算は、3,969億円です。このうち市町村税収入は978億円で、普通会計予算の24.6%を占め、市町村行政を進めていく上で重要な財源となっています。



市町村の予算の使いみち

市町村では、私達の生活にとって極めて身近な仕事をしており、歳出予算の内訳としては、民生費の38.0%を筆頭に、次のようになっています。



税金の種類

◎納める方法による分類

直接税……税金を負担する人が直接国や県などへ納める税金

間接税……税金を負担する人とそれを納める人が異なる税金

◎使いみちによる分類

普通税……使いみちが特定されていない税金

目的税……使いみちが特定されている税金



国に納める 国 税

直接税

所得税 復興特別所得税
法人税 特別法人事業税
地方法人税 相続税
贈与税 森林環境税

間接税

消費税 酒税 たばこ税 たばこ特別税 揮発油税
地方揮発油税 航空機燃料税 石油ガス税 石油石炭税
自動車重量税 印紙税 国際観光旅客税
登録免許税 電源開発促進税 とん税 特別とん税 関税

地方公共団体に納める 地方税

県に納める 県税

普通税

直接税

県民税（個人県民税・法人県民税
・県民税利子割・配当割
・株式等譲渡所得割）
事業税（個人事業税
法人事業税）
不動産取得税
自動車税環境性能割（※1）
自動車税種別割（※2） 鉦区税

間接税

地方消費税 県たばこ税
ゴルフ場利用税 軽油引取税

目的税

直接税

狩猟税

市町村に納める 市町村税

普通税

直接税

市町村民税（個人市町村民税
法人市町村民税）
固定資産税 鉦産税
軽自動車税環境性能割（※1）
軽自動車税種別割（※2）

間接税

市町村たばこ税

目的税

直接税

事業所税 都市計画税
国民健康保険税 水利地益税
共同施設税 宅地開発税

間接税

入湯税

（※1）令和元年10月1日に自動車取得税は廃止され、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割が導入されました。

（※2）令和元年10月1日から、自動車税は自動車税種別割に、軽自動車税は軽自動車税種別割に名称が変わりました。

個人県民税（県税） 個人市町村民税（市町村税）

県内に住所がある個人にかかります。

個人県民税と個人市町村民税をあわせて「個人の住民税」と呼んでいます。

住民税は市町村で賦課徴収されたあと、県民税分は各市町村から県に払い込まれます。

◆納める人

毎年1月1日現在で

- 県内に住所がある人……………均等割と所得割
- 県内に事務所、事業所又は家屋敷を持っている人で、
その所在する市町村内に住所のない人……………均等割のみ

◆非課税

◎均等割と所得割が非課税

- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人
- 障がい者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年中の合計所得金額が135万円以下の人

◎均等割が非課税

- 前年の合計所得金額が均等割の非課税限度額以下の人
※均等割の非課税限度額 35万円以内で市町村の条例で定める額×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋1）＋10万円＋21万円以内で市町村の条例で定める額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算）

◎所得割が非課税

- 前年の総所得金額等が所得割の非課税限度額以下の人
※所得割の非課税限度額 35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族数＋1）＋10万円
＋32万円（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合に加算）

（注）同一生計配偶者とは、納税義務者と生計を一にする配偶者のうち、前年の合計所得金額が48万円以下である者をいいます。

◆納める額

区 分	均等割（年額）（※）	所得割の課税標準	所得割の税率
県 民 税	1,000円	前年の課税所得金額	4 %
市 町 村 民 税	3,000円	同 上	6 %

（※）令和6年度から森林環境税（国税）として年額1,000円が均等割と併せて課税されます。

◎所得割額の計算方法

$$\begin{aligned} & \boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費（サラリーマンの場合は給与所得控除額）}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税所得金額}} \\ & \boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税 率}} - \left(\boxed{\text{調整控除額}} + \boxed{\text{税額控除額}} \right) = \boxed{\text{所得割額}} \end{aligned}$$

（注）土地建物などの譲渡所得、退職所得は別の方法で計算されます。

◆給与所得控除

控除額の計算については次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除額
162.5万円以下	55万円
162.5万円超180万円以下	収入金額×40%－10万円
180万円超360万円以下	収入金額×30%＋8万円
360万円超660万円以下	収入金額×20%＋44万円
660万円超850万円以下	収入金額×10%＋110万円
850万円超	195万円

◆所得金額調整控除

令和3年度分以後、次に該当する場合、給与所得に対して所得金額調整控除が適用されます。

① 給与等の収入金額が850万円を超える方で次のいずれかに該当する場合

- 納税義務者本人が特別障がい者に該当する
- 年齢23歳未満の扶養親族を有する
- 特別障がい者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

控除額＝（給与等の収入金額（最高1,000万円）－850万円）×10%

② 給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

控除額（※1）＝（給与所得控除後の給与等の金額（※2）＋公的年金等に係る雑所得の金額（※2））－10万円

（※1）①の適用がある場合は、その適用後の給与所得の金額から控除します

（※2）それぞれ10万円が限度です

◆事業専従者控除

事業主と生計を一にする15歳以上の親族で専ら事業に従事する者がいる場合は、次の金額が必要経費とされます。

◎青色申告……事業専従者に支払われた適正な給与額

◎白色申告……事業専従者1人について次のいずれか少ない金額

- 50万円（配偶者の場合は86万円）
- 事業専従者控除前の所得金額÷（専従者数＋1）

〈参考〉

給与所得控除後の給与所得の計算については次のとおりです。

給与等の収入金額	給与所得控除後の給与所得の金額
550,999円まで	0円
551,000円から 1,618,999円まで	収入金額－550,000円
1,619,000円 // 1,619,999円 //	1,069,000円
1,620,000円 // 1,621,999円 //	1,070,000円
1,622,000円 // 1,623,999円 //	1,072,000円
1,624,000円 // 1,627,999円 //	1,074,000円
1,628,000円 // 1,799,999円 //	(収入金額÷4)*×2.4＋100,000円
1,800,000円 // 3,599,999円 //	(収入金額÷4)*×2.8－80,000円
3,600,000円 // 6,599,999円 //	(収入金額÷4)*×3.2－440,000円
6,600,000円 // 8,499,999円 //	収入金額×0.9－1,100,000円
8,500,000円以上	収入金額－1,950,000円

※（収入金額÷4）は、1,000円未満切り捨て

◆所得控除

項 目	控 除 額												
雑 損 控 除	次のいずれか多い金額 ① (損失額－保険金等により補てんされた額)－(総所得金額等× 1/10) ② 災害関連支出額－ 5 万円												
医 療 費 控 除	$\left(\text{医療費} - \text{保険金等により補てんされた額} \right) - \left(\text{総所得金額等} \times \frac{5}{100} \text{ 又は } 10 \text{ 万円のいずれか低い額} \right)$ 限度額200万円												
医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除)	$\left(\text{支払った一定のスイッチOTC医薬品の購入額} - \text{保険金等により補てんされた額} \right) - 12,000 \text{ 円}$ 限度額 88,000 円 ※医療費控除との選択適用												
社会保険料控除	支払った金額												
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額												
生命保険料控除	次の①から③までの合計額 (適用限度額70,000円) ① 新契約 (平成24年 1 月 1 日以後に締結した保険契約等) に係る控除額 一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除 (適用限度額はそれぞれ28,000円)												
	<table><tr><th>前年中に支払った保険料等の合計額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>12,000円以下</td><td>支払保険料等の全額</td></tr><tr><td>12,000円超32,000円以下</td><td>支払保険料等× 1/2 + 6,000円</td></tr><tr><td>32,000円超56,000円以下</td><td>支払保険料等× 1/4 + 14,000円</td></tr><tr><td>56,000円超</td><td>28,000円</td></tr></table>	前年中に支払った保険料等の合計額	控 除 額	12,000円以下	支払保険料等の全額	12,000円超32,000円以下	支払保険料等× 1/2 + 6,000円	32,000円超56,000円以下	支払保険料等× 1/4 + 14,000円	56,000円超	28,000円		
	前年中に支払った保険料等の合計額	控 除 額											
	12,000円以下	支払保険料等の全額											
	12,000円超32,000円以下	支払保険料等× 1/2 + 6,000円											
32,000円超56,000円以下	支払保険料等× 1/4 + 14,000円												
56,000円超	28,000円												
② 旧契約 (平成23年12月31日以前に締結した保険契約等) に係る控除額 一般生命保険料控除、個人年金保険料控除 (適用限度額はそれぞれ35,000円)													
<table><tr><th>前年中に支払った保険料等の合計額</th><th>控 除 額</th></tr><tr><td>15,000円以下</td><td>支払保険料等の全額</td></tr><tr><td>15,000円超40,000円以下</td><td>支払保険料等× 1/2 + 7,500円</td></tr><tr><td>40,000円超70,000円以下</td><td>支払保険料等× 1/4 + 17,500円</td></tr><tr><td>70,000円超</td><td>35,000円</td></tr></table>	前年中に支払った保険料等の合計額	控 除 額	15,000円以下	支払保険料等の全額	15,000円超40,000円以下	支払保険料等× 1/2 + 7,500円	40,000円超70,000円以下	支払保険料等× 1/4 + 17,500円	70,000円超	35,000円			
前年中に支払った保険料等の合計額	控 除 額												
15,000円以下	支払保険料等の全額												
15,000円超40,000円以下	支払保険料等× 1/2 + 7,500円												
40,000円超70,000円以下	支払保険料等× 1/4 + 17,500円												
70,000円超	35,000円												
③ 一般生命保険料又は個人年金保険料に新契約と旧契約の両方がある場合の控除額 ①と②の合計額 (適用限度額28,000円) と②で計算した額のいずれか大きい額													
地震保険料控除	①地震保険 (限度額25,000円) 50,000円以下 支払保険料× 1/2 50,000円超 25,000円 ②長期損害保険 (10年以上、平成18年12月31日までに契約締結したもの) (限度額10,000円) 5,000円以下 支払保険料の全額 5,000円超15,000円以下 支払保険料× 1/2 + 2,500円 15,000円超 10,000円 ①と②に係るものがある場合は、それぞれ計算して合算した金額 (最高限度額25,000円)												
障 害 者 控 除	26万円 (特別障がい者は30万円、配偶者や扶養親族が同居特別障がい者の場合は53万円)												
寡 婦 控 除	26万円 (合計所得金額が500万円以下)												
ひとり親控除	30万円 (合計所得金額が500万円以下)												
勤労学生控除	26万円												
配 偶 者 控 除	次のページ参照												
配偶者特別控除	次のページ参照												
扶 養 控 除	扶養親族 (16歳以上) 1 人につき33万円 (19歳～22歳の場合は45万円、70歳以上の場合は38万円) 同居の直系尊属で70歳以上の場合は45万円												
基 礎 控 除	<table><tr><th>合計所得金額</th><th>控除額</th><th>合計所得金額</th><th>控除額</th></tr><tr><td>2,400万円 以下</td><td>43万円</td><td>2,450万円 超 2,500万円 以下</td><td>15万円</td></tr><tr><td>2,400万円 超 2,450万円 以下</td><td>29万円</td><td>2,500万円 超</td><td>なし</td></tr></table>	合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額	2,400万円 以下	43万円	2,450万円 超 2,500万円 以下	15万円	2,400万円 超 2,450万円 以下	29万円	2,500万円 超	なし
	合計所得金額	控除額	合計所得金額	控除額									
	2,400万円 以下	43万円	2,450万円 超 2,500万円 以下	15万円									
2,400万円 超 2,450万円 以下	29万円	2,500万円 超	なし										

(注) 令和6年度の住民税は、令和5年中の所得にかかります。

●配偶者控除

		納税義務者の合計所得金額		
配偶者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円以下	70歳未満	33万円	22万円	11万円
	70歳以上	38万円	26万円	13万円

●配偶者特別控除

		納税義務者の合計所得金額		
配偶者の合計所得金額		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
48万円 超 100万円 以下		33万円	22万円	11万円
100万円 超 105万円 以下		31万円	21万円	11万円
105万円 超 110万円 以下		26万円	18万円	9万円
110万円 超 115万円 以下		21万円	14万円	7万円
115万円 超 120万円 以下		16万円	11万円	6万円
120万円 超 125万円 以下		11万円	8万円	4万円
125万円 超 130万円 以下		6万円	4万円	2万円
130万円 超 133万円 以下		3万円	2万円	1万円
133万円 超		なし		

◆調整控除

所得税から個人の住民税への税源移譲に伴い、所得税と個人住民税との控除額の差から生じる負担の増を調整するため、個人の住民税に調整控除が設けられています。

※令和3年度分以後、合計所得金額が2,500万円を超える場合は適用されません。

◎課税所得金額が200万円以下の場合

次のいずれか少ない額の5%（県民税2%、市町村民税3%）を控除

- 1 人的控除額の差の合計額
- 2 課税所得金額

◎課税所得金額が200万円超の場合

{人的控除額の差の合計額－（課税所得金額－200万円）}の5%（県民税2%、市町村民税3%）を控除
※金額が2,500円未満の場合は2,500円を控除

◆税額控除

税額控除には、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除があります。

◆申告と納税

賦課、徴収事務は県民税と市町村民税をあわせて市町村で行います。

◎申告

- 前年中の所得について住所地の市町村に3月15日までに申告します。
- 所得税の確定申告書を提出した人は、申告の必要はありませんが、この場合、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」の欄の該当事項は必ず記入してください。
- 給与所得のみの人も申告する必要はありませんが、医療費控除や雑損控除などの適用を受けようとする場合には、期限までに申告してください。

◎納税

- 給与所得者については、6月から翌年5月までの12回に分けて、給与支払者が毎月の給料から差し引いて納めます。（特別徴収）
- 65歳以上の公的年金受給者については、年金の支払者が公的年金から差し引いて納めます。（特別徴収）
- 上記以外の方については、市町村から送られてくる納税通知書によって6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納めます。（普通徴収）

※令和元年度から、原則すべての事業主の皆さまに、従業員の個人住民税を特別徴収していただいております。詳しくは、市町村税務担当課（68ページ）にお問い合わせください。

◆サラリーマンAさんの個人県民税、市町村民税はいくらになりますか？

(給与所得の場合)

- 家族構成…………夫婦、子供2人(妻……45歳無職、長男……19歳、長女……16歳)
- 令和5年給与収入600万円、社会保険料60万円、一般生命保険料(平成24年1月1日以後契約)5万円、個人年金保険料(平成24年1月1日以後契約)3万円、地震保険料2万円

所	所得金額(A)		
	収入金額	……………	6,000,000円
得	給与所得控除額	$6,000,000円 \times 20\% + 440,000 =$	1,640,000円
	所得金額	$6,000,000円 - 1,640,000円 =$	4,360,000円
所	所得控除額(B)		
	社会保険料控除額	……………	600,000円
	生命保険料控除額	$50,000円 \times 1/4 + 14,000円 = 26,500円$	47,500円
	地震保険料控除額	……………	10,000円
	配偶者控除額	……………	330,000円
	扶養控除額	$450,000円 + 330,000円 =$	780,000円
	基礎控除額	……………	430,000円
得	所得控除額計		2,197,500円
	課税所得金額(A-B)	$4,360,000円 - 2,197,500円 = 2,162,500円$	→ 2,162,000円(C) (千円未満切り捨て)
割	調整控除前の所得割額(F)		
	県民税	$2,162,000円(C) \times 4\% =$	86,480円(D)
	市町村民税	$2,162,000円(C) \times 6\% =$	129,720円(E)
	計		216,200円(F)
	調整控除の算出	課税総所得金額 > 200万円	
		$330,000円 - (2,162,000円 - 2,000,000円) = 168,000円$	
	県民税調整控除額	$168,000円 \times 2\% =$	3,360円(G)
割	市町村民税調整控除額	$168,000円 \times 3\% =$	5,040円(H)
	調整控除後の所得割額(I)		
均	県民税(D) - (G)	$86,480円 - 3,360円 = 83,120円$ (100円未満切り捨て)	→ 83,100円(J)
	市町村民税(E) - (H)	$129,720円 - 5,040円 = 124,680円$ (100円未満切り捨て)	→ 124,600円(K)
等	県民税	……………	1,000円(L)
	市町村民税	……………	3,000円(M)
割	県民税(J) + (L)	$83,100円 + 1,000円$	→ 84,100円
	市町村民税(K) + (M)	$124,600円 + 3,000円$	→ 127,600円

令和6年度住民税額は、**211,700円**です。

※併せて森林環境税(国税)1,000円が課税されます。

◆住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある方は、次の額を翌年度の住民税から控除することが出来ます。

（控除額）次のいずれか小さい額

①所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

②所得税の課税総所得金額等の額に5%を乗じて得た額（上限97,500円）

※令和元年10月1日以降に入居した方は、契約又は入居の時期により、控除期間が異なります。

※詳しくは、お住まいの市町村の税務窓口へお問い合わせください。

◆寄附金税額控除

●制度の概要

地方自治体等に対して2千円を超える寄附金を支払った場合、2千円を超える部分について、個人住民税から税額控除が受けられます。（一定の上限はあります。）

① 都道府県、市区町村に対する寄附金（ふるさと寄附金）

「ふるさと」に貢献したい、「ふるさと」を応援したいという納税者の方々の思いを生かすため、税額控除の対象としています。

② 住所地の都道府県共同募金会及び日本赤十字社支部に対する寄附金

③ 都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金

控除額の計算は以下のとおりです。

○基本控除額

（寄附金（※1）－2千円）×10%（※2）

（※1）総所得金額等の30%が限度です。

（※2）「都道府県・市区町村が条例で指定する寄附金」の場合は、次の率により算出されます。

・都道府県が指定した寄附金は4%

・市区町村が指定した寄附金は6%

（都道府県と市区町村双方が指定した寄附金の場合は10%になります。）

○特例控除額（ふるさと寄附金（※3）のみに適用され、個人住民税所得割額の2割が限度です。）

（寄附金－2千円）×（90%－0～45%（寄附者に適用される所得税の限界税率）×1.021（※4））

なお、寄附をした翌年度の住民税から控除されます。

（※3）令和元年6月1日以後、ふるさと納税指定団体に対する寄附金のみ特例控除の対象になります。

（※4）平成26年度から令和20年度については、復興特別所得税を加算した率になります。

●手続き等

寄附金税額控除を受けるためには、寄附を行った方が寄附先の法人や団体が発行する領収書等を添付して申告を行っていただく必要があります。なお、所得税の確定申告を行う方は、住民税の申告は不要です。所得税の申告を行わない方は、住所地の市区町村に住民税の申告を行っていただく必要があります。

●ふるさと納税ワンストップ特例制度

確定申告が不要な給与所得者等が地方公共団体へ寄附（ふるさと納税）を行うもので、寄附先が5団体以内の場合に限り、寄附を行う際に、各寄附先の団体に特例の適用に関する申請書を提出することで、所得税の確定申告を行わなくても、ふるさと寄附金についての寄附金控除が受けられます。

この特例が適用される場合は、所得税控除分相当額を含め翌年度の住民税から控除されます。

◆定額減税について

令和6年度分の個人住民税（県民税・市町村民税）について定額減税が実施されます。

【減税額】次の金額の合計です。（納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限ります。）

・納税者本人：1万円

・控除対象配偶者または扶養親族（国外居住者を除く）：1人につき1万円

※詳しくは、主な地方税法等の改正(69ページ)をご参照ください。

法人県民税（県税） 法人市町村民税（市町村税） 法人事業税（県税）

均等割と法人税割からなる法人県民税・法人市町村民税（あわせて「法人住民税」）と法人事業税とは、同時に申告・納付します。

◆納める人

法人の区分	法人住民税		法人事業税
	均等割	法人税割	
県内に事務所、事業所を有する法人 （法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 収益事業又は法人課税信託の引受けを行うものを含みます。）	○	○	○
県内に事務所、事業所を有しないが、寮、宿泊所、クラブ等を有する法人	○		
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、県内に 事務所、事業所を有するもの		○	○

◆納める額

◎法人県民税

	法人の区分	税率
均等割	次に掲げる法人 （イ）公共法人及び公益法人等 （独立行政法人で収益事業を行うものは除きます。） （ロ）人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの。） （ハ）一般社団法人・一般財団法人 （二）資本金の額又は出資金の額を有しない法人 （保険業法に規定する相互会社は除きます。） （ホ）資本金等の額が1千万円以下であるもの	年額 2万円
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもの	年額 5万円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 13万円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 54万円
	資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 80万円

（注）資本金等の額とは、法人税法に規定する資本金等の額をいいます。（平成27年4月1日以後に開始する事業年度から無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は、調整後の金額となります。また、当該調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となります。）

	法人の区分	税率	
		平成26年10月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
法人税割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円を超える法人 保険業法に規定する相互会社	法人税額の4%	法人税額の1.8%
	上記以外の法人	法人税額の3.2%	法人税額の1%

◎法人県民税の超過課税（超過税率）（令和8年3月31日までの間に終了する各事業年度分）

県では厳しい財政状況の中で、県土強靱化の推進、交通ネットワークの整備及び産業の活性化のための財源を確保するため、応益性と負担能力等から、法人の理解と協力のもとに、法人県民税の法人税割に超過課税を適用しています。

◎法人市町村民税

法 人 の 区 分		税 率	
均 等 割	次に掲げる法人 (イ) 公共法人及び公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものは除きます。） (ロ) 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの。） (ハ) 一般社団法人・一般財団法人 (ニ) 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除きます。） (ホ) 資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下のもの	年額 5万円	
	資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 12万円	
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	年額 13万円	
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 15万円	
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	年額 16万円	
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 40万円	
	資本金等の額が10億円を超えるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	年額 41万円	
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額175万円	
	資本金等の額が50億円を超えるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額300万円	
法人税割	法 人 の 区 分	税 率	
		平成26年10月1日以後、 令和元年9月30日以前に 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
法人税割		法人税額の9.7% (標準税率)	法人税額の6.0% (標準税率)

- (注) 1. 法人市町村民税の税率については、財政上の必要から標準税率と異なる税率を定めている市町村もあります。
2. 資本金等の額とは、法人税法に規定する資本金等の額をいいます。(平成27年4月1日以後に開始する事業年度から無償増資、無償減資等による欠損填補を行った場合は、調整後の金額となります。また、当該調整後の資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となります。)

◎法人事業税

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税（所得割、収入割）の税率が引き下げられるとともに、地方法人特別税が創設され、その収入額に相当する額が地方法人特別譲与税として都道府県に譲与されています。平成26年度税制改正では地方法人特別税の規模が1／3縮小され法人事業税に復元、平成27年度税制改正では外形標準課税の割合が1／4から3／8へ、平成28年度税制改正では3／8から5／8へ拡大されています。また、令和元年10月1日以後に開始する事業年度から地方法人特別税・譲与税が廃止され、新たに特別法人事業税が創設、その収入額に相当する額が特別法人事業譲与税として都道府県に譲与されています。それに伴い、法人事業税（所得割・収入割）の税率が改正されています。

●外形標準課税制度が適用される法人

区 分	所 得 区 分 等	税 率			
		平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以後、令和4年3月31日以前に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人（※）	所得割	年400万円以下の所得	1.6%	0.3%	0.4%
		年400万円超800万円以下の所得	2.3%	0.5%	0.7%
		年800万円超の所得	3.1%	0.7%	1.0%
		3以上の都道府県において事務所等を有する法人	3.1%	0.7%	1.0%
	付加価値割	付加価値額	0.72%	1.2%	
	資本割	資本金等の額	0.3%	0.5%	

（※）資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人（公益法人・特別法人・人格のない社団・投資法人等を除きます。）

●所得金額を課税の基礎とする法人

区 分	所 得 区 分 等	税 率		
		平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
特別法人	年400万円以下の所得	3.4%		3.5%
	年400万円超の所得	4.6%		4.9%
	3以上の都道府県において事務所等を有し、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人	4.6%		4.9%
外形標準課税法人・特別法人以外の法人	所得割	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%
		年400万円超800万円以下の所得	5.1%	5.3%
		年800万円超の所得	6.7%	7.0%
		3以上の都道府県において事務所等を有し、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人	6.7%	7.0%

●収入金額を課税の基礎とする法人

区 分	所 得 区 分 等		税 率	
			平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度 令和元年10月1日以後に開始する事業年度
電気供給業（※）・ガス供給業（※）・保険業・貿易保険業を行う法人	収入割	収入金額	0.9%	1.0%

（※）電気供給業・ガス供給業のうち、一定の事業については、以下の見直しが行われています。

●電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等を行う法人

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から以下の税率が適用されます。

区 分	所 得 区 分 等		税 率
			令和2年4月1日以後に開始する事業年度（※）
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える普通法人	収入割	収入金額	0.75%
	付加価値割	付加価値額	0.37%
	資本割	資本金等の額	0.15%
上記以外の法人	収入割	収入金額	0.75%
	所得割	所得金額	1.85%

（※）電気供給業のうち、特定卸供給事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。

●ガス供給業のうち、特定ガス供給業を行う法人

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から以下の税率が適用されます。

区 分	所 得 区 分 等		税 率
			令和4年4月1日以後に開始する事業年度
特定ガス供給業を行う法人	収入割	収入金額	0.48%
	付加価値割	付加価値額	0.77%
	資本割	資本金等の額	0.32%

●ガス供給業のうち、導管ガス供給業及び特定ガス供給業以外の事業を行う法人

令和4年4月1日以後に開始する事業年度から、14ページの「外形標準課税制度が適用される法人」又は「所得金額を課税の基礎とする法人」と同じ税率が適用されます。

◆法人事業税の非課税事業について

以下の事業には、法人事業税は課されません。

- ・林業、鉱物の掘採事業
- ・一定の要件を満たす農事組合法人が行う農業

◆申告と納税

申告の種類		申告と納税の期限
確定申告		事業年度終了の日から2か月以内
中間申告 (事業年度が6か月を超える法人(※1))	・ 予定申告 ・ 仮決算に基づく中間申告(※2)	事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内
公共法人・公益法人等で法人税の課されないもの		4月30日

(※1) 所得を課税標準とする法人で法人税の中間申告義務がない法人及び特別法人は、中間申告義務はありません。

(※2) 仮決算に基づく中間申告に係る税額が予定申告に係る税額を超える場合は、仮決算に基づく中間申告を行うことはできません。

◆2以上の都道府県に事務所、事業所を設けている法人

- 法人県民税の法人税割は、課税標準となる法人税額を従業者数を基準に関係都道府県に分割し、分割後の法人税額をもとにそれぞれの都道府県について計算します。
- 法人事業税は、課税標準の総額を一定の基準(分割基準)によって関係都道府県に分割し、分割した額をもとにそれぞれの都道府県について計算します。分割基準については次のとおりです。

区 分	平成29年3月30日以前に終了する事業年度	平成29年3月31日以後、令和5年3月31日以前に終了する事業年度	令和5年4月1日以後に終了する事業年度
非製造業 (以下区分の業種を除く)	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数		
製造業	従業者数（資本金の額又は出資金の額が1億円以上の法人については、工場の従業者数を1.5倍として計算します。）		
電気供給業	課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額	発電事業等（特定卸供給事業(※1)）	課税標準の3/4：事務所等の固定資産で発電所又は蓄電用の施設の用に供するものの価額 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額
		一般送配電事業・送電事業・特定送配電事業（配電事業(※2)）	課税標準の3/4：発電所又は蓄電用の施設に接続する電線路の送電容量 課税標準の1/4：事務所等の固定資産の価額
		小売電気事業等	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数
ガス供給業・倉庫業	事務所等の固定資産の価額		
鉄道事業・軌道事業	軌道の延長キロメートル数		

(※1)、(※2) 電気供給業のうち、特定卸供給事業及び配電事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記分割基準が適用されます。

◆申告納付期限の延長

定款等の定め又は特別の事情があることにより決算が確定しない法人は知事又は市町村長の承認を受け、原則として事業年度終了の日から3か月以内（通算法人の場合は4か月以内）に申告納付することができます。

この場合の延長された期間内に納付する税額に係る延滞金の割合については、59ページをご覧ください。

◆市町村への交付

県へ納められた法人事業税の7.7%に相当する額が、県内の市町村に交付されます。

◆特別法人事業税又は地方法人特別税（国税）について

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、令和元年10月1日以後に開始する事業年度より特別法人事業税が創設され、その収入額に相当する額が特別法人事業譲与税として都道府県に譲与されています。

また、地方法人特別税については、令和元年9月30日以前に開始する事業年度までで廃止され、それに伴い地方法人特別譲与税も廃止されています。

◎特別法人事業税

区 分		税 率		
		令和元年10月1日以後、令和2年3月31日以前に開始する事業年度	令和2年4月1日以後、令和4年3月31日以前に開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度
外形標準課税法人の所得割額		260%		
外形標準課税法人以外の法人の所得割額	下記以外の法人	37%		
	特別法人	34.5%		
収入割額	下記以外の法人	30%		
	電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等を行う法人(※)	30%	40%	
	特定ガス供給業を行う法人	—		62.5%

(※) 電気供給業のうち特定卸供給事業を行う法人については、令和4年4月1日以後に終了する事業年度から上記税率が適用されます。

◎地方法人特別税

区 分	税 率	
	平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度	平成28年4月1日以後、令和元年9月30日以前に開始する事業年度
外形標準課税法人の所得割額	93.5%	414.2%
外形標準課税法人以外の法人の所得割額	43.2%	
収入割額	43.2%	

●申告と納税について

法人事業税と併せて都道府県に対して申告し、納税します。

また、納付された特別法人事業税は、都道府県が国に払い込みます。

(注) 地方法人特別税の場合であっても同様に申告、納税し、納付された税については都道府県が国へ払い込みます。

◎特別法人事業譲与税について

都道府県から国に払い込まれた特別法人事業税は、各都道府県の人口であん分し、各都道府県に特別法人事業譲与税として譲与されます。(5、8、11、2月の年4回)

ただし、地方交付税の不交付団体については譲与が制限されます。

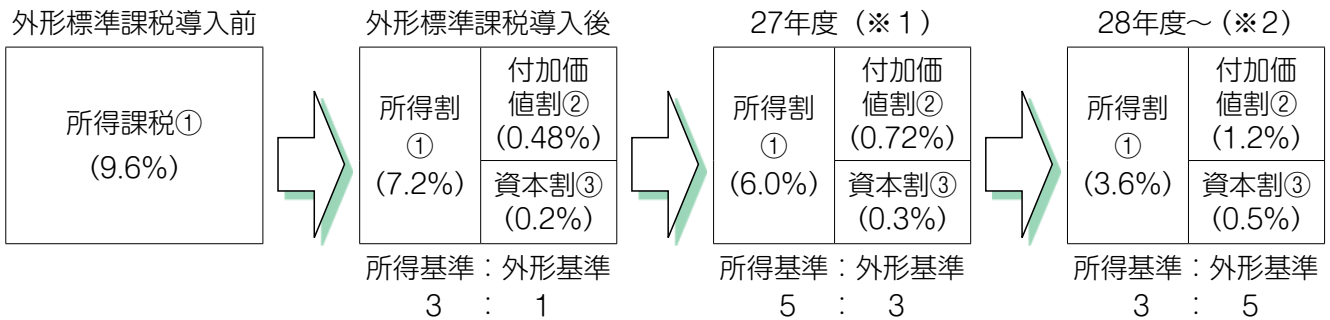
◆外形標準課税の概要

◎納める人

資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人(公益法人・特別法人・人格のない社団・投資法人等を除きます。)

◎納める額

法人事業税額＝①所得割額＋②付加価値割額＋③資本割額



(注) 所得割については、法人事業税と地方法人特別税・特別法人事業税を合算した税率です。

(※1) 平成27年4月1日以後、平成28年3月31日以前に開始する事業年度。

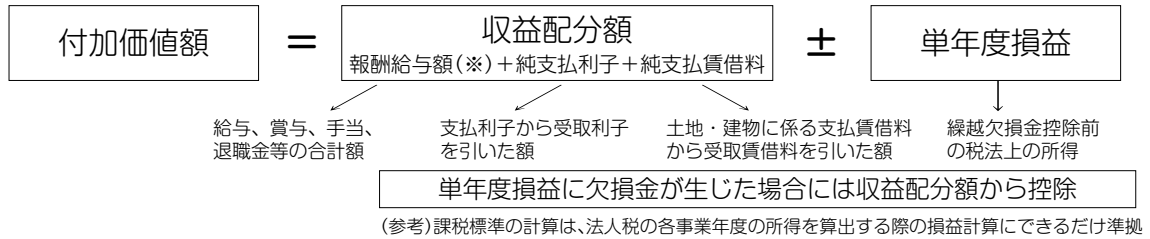
(※2) 平成28年4月1日以後に開始する事業年度。

◆大法人の電子申告義務化

令和2年4月1日以後に開始する事業年度から、事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人(その他相互会社、投資法人及び特定目的会社も含まれます。)が行う法人県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告については、電子申告(eLTAX)により行うことが義務付けられています。

付加価値割・資本割の仕組み

$$\text{付加価値割額} = \text{付加価値額} \times 1.2\%$$

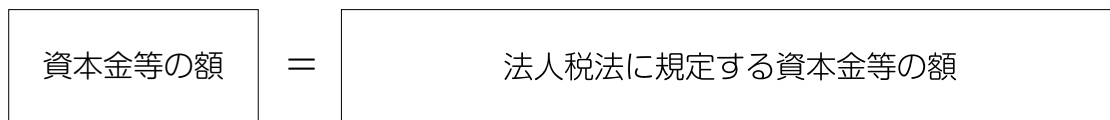


(※) 報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除。

収益配分額 = 130				
純支払利子	純支払賃借料		控除	単年度損益
5	5		29	10
報酬給与額 = 120				

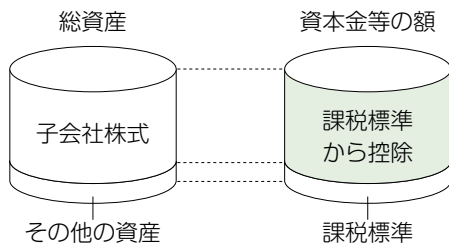
$$\text{付加価値額} = 111 = \{ \text{収益配分額} (130) - \text{雇用安定控除額} (29) \} + \text{単年度損益} (10)$$

$$\text{資本割額} = \text{資本金等の額} (※) \times 0.5\%$$

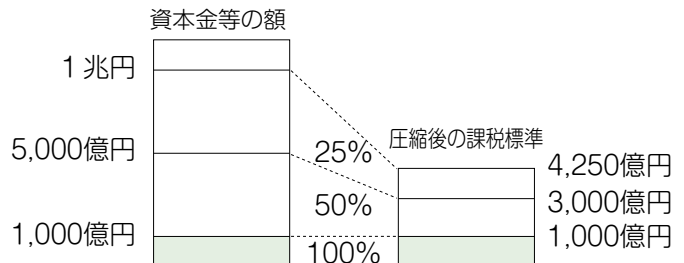


(※) 無償増資、無償減資を行った場合は、調整後の金額となる。また、資本金等の額が、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額に満たない場合、資本金等の額は、資本金及び資本準備金の合算額又は出資金の額となる。

○一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合分を課税標準から控除。



○資本金等の額のうち1千億円を超える金額について割り落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。



県民税利子割（県税）

金融機関などから利子等の支払いを受けるときにかかります。

◆納める人

県内の金融機関などから利子等の支払いを受ける個人が、その金融機関などを通じて納めます。

◆納める額

支払いを受ける利子等の額の5%（所得税及び復興特別所得税（※）が別にかかります。）

（※）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払いを受ける利子等については、所得税とともに復興特別所得税がかかります。

◆利子等とは

特定公社債以外の公社債及び預貯金の利子のほかに定期積金、抵当証券、金投資口座、一時払養老保険（保険期間が5年以下のもの、又は5年以内に解約したもの）等の金融類似商品の収益も含まれます。

◆非課税

◎障がい者等（身体障害者手帳の交付を受けている者、遺族基礎年金を受けることができる妻である者、寡婦年金を受けることができる妻である者等）に対しては、次のような非課税制度があります。

- 少額預金非課税制度（マル優）……………350万円
- 少額公債非課税制度（特別マル優）（※）……………350万円

（※）少額公債非課税制度（特別マル優）は、県民税配当割に対する非課税制度となります。

◎勤労者が行う財産形成貯蓄に対しては、次のような非課税制度があります。

- 財産形成住宅貯蓄 } ……………あわせて550万円
- 財産形成年金貯蓄 }

◎障がい者等の非課税の手続き

新たに預入れなどをする際に、金融機関などに非課税貯蓄申告書を提出し、非課税貯蓄制度の対象者であることを証する書類（年金証書、身体障害者手帳など）を提示する必要があります。

◆申告と納税

金融機関などが、毎月分を翌月10日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県に納入された県民税利子割のうち59.4%に相当する額が、県内の市町村に交付されます。

県民税配当割（県税）

上場株式の配当などが支払われる際、県民税配当割が課税されます。

◆納める人

県内に住所を有し、株式会社などから配当等の支払いを受ける人が、その株式会社などを通じて納めます。

◆納める額

支払いを受ける配当等の額の5%（所得税及び復興特別所得税（※）が別にかかります。）

配当等には、上場株式等の配当のほか、特定公社債等（国債、地方債、公募公社債、上場公社債など）の利子、特定口座外の割引債の償還差益、公募証券投資信託の収益の分配に係る配当などが含まれます。

（※）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払いを受ける配当等については、所得税とともに復興特別所得税がかかります。

◆申告と納税

株式会社などが、配当等の支払いを行った月の翌月10日までに申告し、納めます。

ただし、源泉徴収選択口座内で受け入れる上場株式の配当などについては、当該口座内の上場株式等の譲渡損失の金額と損益通算が可能であるため、支払いを受けるべき日の属する年の1月1日時点の住所地の都道府県に、原則として徴収の翌年の1月10日までに納入することとなります。（この場合の源泉徴収義務者は当該口座が開設された証券会社などとなります。）

◆市町村への交付

県に納入された県民税配当割のうち59.4%に相当する額が、県内の市町村に交付されます。

県民税株式等譲渡所得割（県税）

特定口座内（源泉徴収を選択したものに限ります。）での上場株式等の譲渡益について、県民税株式等譲渡所得割が課税されます。

◆納める人

県内に住所を有し、証券会社などから上場株式等の譲渡益の支払いを受ける人が、その証券会社などを通じて納めます。

◆納める額

支払いを受ける上場株式等の譲渡益の額の5%（所得税及び復興特別所得税（※）が別にかかります。）

（※）平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払いを受ける上場株式等の譲渡益については、所得税とともに復興特別所得税がかかります。

◆申告と納税

証券会社などが、年間の損益を通算し、年間分を一括して翌年1月10日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県に納入された県民税株式等譲渡所得割のうち59.4%に相当する額が、県内の市町村に交付されます。

個人事業税（県税）

個人の行う一定の事業に対してかかります。

◆納める人

県内に事務所・事業所があり、次の事業を行っている個人にかかる税金です。

◆納める額

区分	事業の種類	税率
第一種事業	物品販売業 保険業 金銭貸付業 物品貸付業(※)不動産貸付業 製造業 電気供給業 土石採取業 電気通信事業 運送業 運送取扱業 船舶定係場業 倉庫業 駐車場業 請負業 印刷業 出版業 写真業 席貸業 旅館業 料理店業 飲食店業 周旋業 代理業 仲立業 問屋業 両替業 公衆浴場業 演劇興行業 遊技場業 遊覧所業 商品取引業 (サウナなど) 広告業 興信所業 案内業 冠婚葬祭業 不動産売買業	課税所得金額の5%
第二種事業	畜産業 水産業 薪炭製造業 (主として自家労力を用いて行うものの以外のもの)	// 4%
第三種事業	医業 歯科医業 薬剤師業 獣医業 弁護士業 司法書士業 行政書士業 公証人業 弁理士業 税理士業 公認会計士業 計理士業 社会保険労務士業 コンサルタント業 設計監督者業 不動産鑑定業 デザイン業 諸芸師匠業 理容業 美容業 クリーニング業 公衆浴場業(銭湯) 歯科衛生士業 歯科技工士業 測量士業 土地家屋調査士業 海事代理士業 印刷製版業	// 5%
	あん摩・マッサージ又は指圧・はり・きゅう・ 柔道整復その他の医業に類する事業 装蹄師業	// 3%

(※) 不動産貸付業とは、建物（住宅・アパート・貸間・事務所など）や土地（宅地・宅地以外）の貸付け件数（室数・棟数）が10以上の場合などをいいます。また、建物は空室も含みます。

◎税額の計算方法

$$\boxed{\text{前年の事業の総収入金額}} - \boxed{\text{必要経費}} - \boxed{\text{事業専従者控除額}} = \boxed{\text{所得金額}}$$

$$\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{各種控除額}} = \boxed{\text{課税所得金額}}$$

$$\boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{税額}}$$

- ・ 所得金額の計算は、原則として所得税における事業所得及び不動産所得の計算と同じです。ただし、個人事業税では所得税における「青色申告特別控除」の適用はありません。
- ・ 年の途中で事業を廃止した場合は、事業を廃止した年の1月1日から事業を廃止した日までの事業の所得が対象となります。

◆事業専従者控除

事業を行う人と生計を一にする15歳以上の親族で、専らその事業に従事する人がいる場合には、次の金額が所得の計算上必要経費とされます。

- 青色申告をしている場合……………青色事業専従者に支払われた適正な給与額
- 白色申告をしている場合……………事業専従者1人について次のいずれか少ない額
 - (1) 配偶者である事業専従者…86万円
その他の事業専従者……………50万円
 - (2) $\frac{\text{事業専従者控除前の所得金額}}{\text{事業専従者数} + 1}$

◆各種控除額

項 目	控 除 の 内 容
損失の繰越控除 (青色申告者のみ)	事業によって生じた損失(赤字)は、その生じた年の翌年から3年間にわたって繰り越して控除できます。
被災事業用資産の 損失の繰越控除	震災・風水害・火災などの災害により事業用資産に損害を受けた場合は、損失の生じた年の翌年から3年間(特定非常災害の場合は5年間)にわたって繰り越して控除できます。
事業用資産の譲渡 損失控除及び譲渡 損失の繰越控除	事業に使っていた機械・工具・車両などを譲渡したために生じた損失額についても、事業による所得の計算上控除することができます。なお、青色申告者については、翌年以降3年間に繰り越して控除できます。
障 害 者 控 除	事業を行う人が障がい者である場合……………13万円 事業を行う人が特別障がい者である場合……………14万円
事 業 主 控 除	年額290万円(事業期間が1年に満たない場合は、月割で計算した額。)

◆申告と納税

◎申 告

- 申告期限は3月15日です。
- 年の中途に事業を廃止したときは、廃止した日から1か月以内(死亡により事業を廃止したときは4か月以内)に申告することになっています。
- 所得税の確定申告書や県・市町村民税の申告書を提出した場合は、個人の事業税の申告書を提出する必要はありません。この場合には、所得税の確定申告書の「住民税・事業税に関する事項」欄や県・市町村民税の申告書の「事業税に関する事項」欄の該当事項は必ず記入してください。

◎納 税

- 東部県税局(徳島庁舎、吉野川庁舎)、南部総合県民局(地域創生防災部)又は西部総合県民局(地域創生観光部)から送付される納税通知書により、8月と11月の2回に分けて納めます。ただし、税額が1万円以下の場合は、8月に全額を納めることになります。

個人事業税の納税には口座振替を利用されると便利です。
詳しくは65ページをごらんください。

不動産取得税（県税）

土地・家屋など、不動産の取得に対してかかります。

◆納める人

土地や家屋を売買、交換、贈与、建築（新築・増築・改築）などにより取得した人に1回限り課税されます。
この場合の取得とは、有償、無償、登記の有無は問わず、その不動産の所有権を現実取得することをいいます。

◆納める額

$$\text{不動産の価格(課税標準額)(※)} \times \text{税率} = \text{税額}$$

【税率】

不動産の取得日	土地	家屋	
		住宅	住宅以外
平成20年4月1日から令和9年3月31日	3%	3%	4%

（※）令和9年3月31日までに宅地及び宅地並評価土地等を取得した場合は、「不動産の価格×1／2」を課税標準額とする特例措置があります。

◆不動産の価格

不動産の購入価格や建築工事費とは関係なく、原則として市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格によります。

家屋を新築・増築・改築などにより取得したときは、固定資産評価基準により価格を決定します。

◆免税点

課税標準となるべき額が、次の金額に満たないときは課税されません。

土地の取得		10万円
家屋	新築・増築・改築による取得	23万円
	売買・交換・贈与などによる取得	12万円

◆非課税

- 相続による不動産の取得
- 法人の合併又は分割（一定の要件を満たすものに限る。）による不動産の取得
- 土地改良事業、土地区画整理事業（一定の要件を満たすものに限る。）での換地の取得
- 公共の用に供する道路などのための土地の取得



◆申告と納税

◎申告

不動産を取得した日から60日以内に、不動産の所在地を管轄する東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（地域創生防災部）、西部総合県民局（地域創生観光部）（66ページ）又は市町村に不動産の取得の事実を申告することとなっています。ただし、上記の期間内に不動産登記法の規定による表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合は、申告の必要はありません。

◎納税

東部県税局、南部総合県民局又は西部総合県民局から送付される納税通知書により、定められた納期限までに納めてください。

◆納税の猶予

住宅用の土地の取得者が、その土地を取得した日から3年以内にその土地の上に住宅を新築する予定があるときや、1年以内に中古住宅を取得する予定があるときなどは、納期限内に徴収猶予の申告をすれば、一定の額が徴収猶予される場合があります。

詳細については、東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（地域創生防災部）又は西部総合県民局（地域創生観光部）（66ページ）へお問い合わせください。

◆主な軽減措置

◎住宅を取得したときの軽減

次のA又はBに該当する住宅を取得したときは、価格から控除額を差し引いた後の額が課税標準額となります。また、Cに該当する住宅を取得したときは、税額から一定額が減額されます。

軽減の対象となる住宅等の要件		軽減内容	
A. 住宅の建築（新・増・改築）又は新築未使用住宅の購入 1戸当たりの床面積（※1）が50㎡～240㎡（賃貸共同住宅の場合は40㎡～240㎡）（ 特例適用住宅 といいます。）であること	住宅の種類	価格から控除される限度額	
	①下記②以外の住宅		1,200万円
	②認定長期優良住宅（令和8年3月31日までに取得した場合に限ります。）		1,300万円
B. 耐震基準適合既存住宅の取得 中古住宅で、床面積が50㎡～240㎡であり、次のいずれかの要件に該当するもの（ 耐震基準適合既存住宅 といいます。）を個人が自己の居住用に取得したとき ①昭和57年1月1日以後に新築されたものである ②昭和57年1月1日前に新築されたもので、新耐震基準を満たすことを証明（※2）されたものである（ ただし、住宅取得前2年以内に耐震基準調査等が終了したものに限り ます。）	新築年月日	価格から控除される限度額	
	S 29.7.1～S 38.12.31		100万円
	S 39.1.1～S 47.12.31		150万円
	S 48.1.1～S 50.12.31		230万円
	S 51.1.1～S 56. 6.30		350万円
	S 56.7.1～S 60. 6.30		420万円
	S 60.7.1～H 元. 3.31		450万円
	H 元.4.1～H 9. 3.31		1,000万円
C. 耐震基準不適合既存住宅の取得後、耐震改修 中古住宅で、床面積が50㎡～240㎡であり、「B. 耐震基準適合既存住宅の取得」に掲げる①及び②の要件に該当しないもの（ 耐震基準不適合既存住宅 といいます。）を個人が取得後6か月以内に、耐震改修を行い、その証明（※2）を受け、かつ、居住したとき	新築年月日	税額から減額される限度額	
	S 29.7.1～S 38.12.31		3万円
	S 39.1.1～S 47.12.31		4万5千円
	S 48.1.1～S 50.12.31		6万9千円
	S 51.1.1～S 56. 6.30		10万5千円
	S 56.7.1～S 56.12.31		12万6千円

（※1）増・改築の場合は、増・改築後の住宅全体の床面積によります。

（※2）証明を行うことができる者（建築士等）、証明書の様式についての詳細はお問い合わせください。

（注）宅地建物取引業者が改修工事対象住宅を取得後、改修工事を行った上で個人へ譲渡した場合にも、軽減措置を受けられる場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

◎住宅用土地を取得したときの軽減

次の住宅用土地を取得したときは、税額の全部又は一部が減額されます。

区 分	取得時期の要件	取得者の要件	税額から減額 される限度額
特例適用住 宅用土地を 取得した場 合	①土地を取得した日から3年以内に その土地の上に特例適用住宅 を新築したとき。 (共同住宅等で、独立的に区画さ れた特例適用部分が百以上ある場 合については、土地の取得の日か ら3年以内に新築することが困難 と認められる場合に限り、4年以 内に新築したとき。)	次のいずれかを満たしている こと ・土地を取得してから特例適 用住宅が新築されるまで土 地を継続所有していること。 この場合に限り誰が新築し たかは問いません。 ・特例適用住宅が新築される 前に土地を譲渡している場 合は、土地を譲り受けた人 が住宅を新築していること。	次のうちどちらか 多い方の額 ①4万5千円 ②住宅の床面積の 2倍(200㎡が 限度)に相当す る土地の価格の 1/2に3%を乗 じた額
	②土地を取得した日の前1年以内 にその土地の上に特例適用住宅 を新築していたとき。	土地と住宅の取得者が同一で あること。	
	③特例適用住宅の要件に該当する 新築未使用の土地付建売住宅 (分譲マンションを含む。)を新 築後1年以内に取得したとき。		
耐震基準適 合既存住宅 等(※)用 土地を取得 した場合	個人が土地を取得した日から1 年以内、又は取得した日の前1年 以内にその土地の上にある耐震基 準適合既存住宅等を自己の居住用 に取得したとき。		

(※)「耐震基準適合既存住宅等」とは、「耐震基準適合既存住宅」、「新築から1年を超える未使用の特例適用住宅」及び「耐震基準不適合既存住宅」です。

- (注) 1. 共有による取得で、土地の取得者と住宅の取得者が一部異なる場合は、その持分に応じた額が減額の対象となる場合があります。
2. 特例適用住宅、耐震基準適合既存住宅及び耐震基準不適合既存住宅とは、前ページの表中A、B又はCの要件を満たすものをいいます。
3. 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅を取得後、改修工事を行った上で個人へ譲渡した場合にも、その土地の軽減措置を受けられる場合があります。詳細についてはお問い合わせください。

◎その他の軽減

公共事業のために土地や家屋を譲渡し、それに代わる土地や家屋を一定の期間内に取得した場合などについても軽減措置を受けられる場合があります。

軽減措置を受けるためには、原則として、軽減措置の適用があるべき旨の申告が必要となります。申告時に必要となる書類など、詳細については、東部県税局(徳島庁舎、吉野川庁舎)、南部総合県民局(地域創生防災部)又は西部総合県民局(地域創生観光部)(66ページ)へお問い合わせください。

地方消費税（県税）

国の税金である消費税と同様に、商品やサービスの料金にかかります。

◆納める人

国内取引	製造、卸、小売、サービス等の事業者
輸入取引	外国貨物を保税地域から引き取る者

（注）保税地域とは、外国から日本に運びこんだ貨物を置いていても、関税（国税）の支払いが猶予される場所です。

◆納める額

区 分		税 率	
		標準税率	軽減税率
地方消費税		2.2% (消費税額の 22/78)	1.76% (消費税額の 22/78)
参 考	消費税	7.8%	6.24%
	合計	10%	8%

（注）軽減税率の対象となるのは、酒類及び外食等を除く飲食物品並びに週2回以上発行される定期購読の新聞です。

◎地方消費税率の引上げ

急速に進展する少子高齢化の中で、国民の誰もが安心して暮らすことができるよう、国とともに社会保障を担う地方の財源を確保するために、平成26年4月から消費税、地方消費税率が8%に、令和元年10月からは10%に引き上げられました。

◎引上げ分の地方消費税収入の使途の明確化

引上げ分の地方消費税収入（市町村交付金分を含みます。）については、社会保障4経費（※）その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生に関する施策をいいます。）に要する経費に充てられます。

（※）制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費

◆申告と納税

- 国内取引に係る地方消費税（「譲渡割」といいます。）は、当分の間、消費税と併せて国（税務署）に申告し、納めます。
- 輸入取引に係る地方消費税（「貨物割」といいます。）は、消費税と併せて国（税関）に申告し、納めます。

◆都道府県間の清算

地方消費税は、商品の販売やサービスの提供などの取引が、最終的に行われた都道府県の収入となるよう、都道府県間で清算します。

◆市町村への交付

県へ納められた地方消費税（清算後）の2分の1に相当する額は、人口比率などにより県内の市町村に交付されます。

県たばこ税（県税）／市町村たばこ税（市町村税）

たばこの消費に対してかかるもので、たばこの価格の中に含まれています。

◆納める人

日本たばこ産業㈱、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者が県内の小売販売業者にたばこを売り渡したときに、そのたばこの本数を基準として税が課せられます。この税は、たばこの小売価格の中に含まれていますので最終的には消費者が負担することになります。

◆納める額

製造たばこ本数（1,000本につき）×税率

区 分	税 目	税率（1,000本につき）
県 税	県 た ば こ 税	1,070円
市 町 村 税	市町村たばこ税	6,552円
国 税	た ば こ 税	6,802円
	たばこ特別税	820円

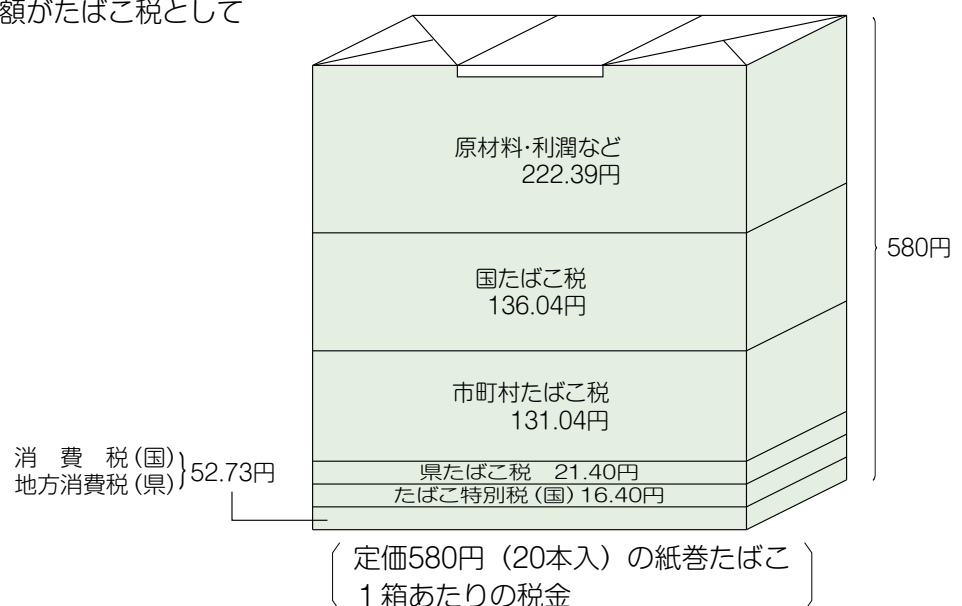
※加熱式たばこは、重量と価格を紙巻きたばこの本数に換算します。

◆申告と納税

日本たばこ産業㈱等が、毎月の売渡し分を翌月末日までに申告して、納めます。

◆そ の 他

国にも同じように一定の金額がたばこ税として納められています。



たばこは地元で買いましょう。

たばこ税は、たばこが買われた所の県や市町村の収入となって、役立てられます。

ゴルフ場利用税（県税）

ゴルフ場の利用に対してかかります。

◆納める人

ゴルフ場を利用した人が、ゴルフ場の経営者を通じて納めます。

◆納める額

等 級	税 率 1人1日	等 級 決 定 基 準（1人1日の利用料金）	
		18ホール以上のゴルフ場	ホール数が9以上18未満のゴルフ場
特1級	1,200円	9,100円以上のもの	
1級	1,000円	6,600円以上9,100円未満のもの	
2級	800円	4,600円以上6,600円未満のもの	
3級	650円	3,300円以上4,600円未満のもの	
4級	500円	3,300円未満のもの	3,800円以上のもの
5級	400円		3,800円未満のもの

- (注) 1. ゴルフ場とは、ホールの数が18ホール以上でホールの平均距離が100メートル以上の施設（施設の総面積が10万平方メートル未満のものを除きます。）及びホールの数が9ホール以上18ホール未満のもので、ホールの平均距離が150メートル以上の施設をいいます。
2. 利用料金とは、非会員の平日におけるゴルフ場の利用について支払う料金をいいます。

◆非課税

- 1 年齢18歳未満の者の利用
 - 2 年齢70歳以上の者の利用
 - 3 障がい者の利用
 - 4 国民スポーツ大会の参加選手のゴルフ競技又はその公式の練習としての利用
 - 5 学校の学生、生徒若しくは児童又はこれらの者を引率する教員の学校の教育活動（教育課程に基づく授業又は学校長等が承認する課外活動）としての利用
 - 6 国際競技大会の参加選手のゴルフ競技又はその公式の練習としての利用
- ※ワールドマスタースゲームズ2021関西は非課税となります。

◎非課税措置の適用を受けるには、利用の都度、手続きが必要です。

詳しくは最寄りの東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（地域創生防災部）又は西部総合県民局（地域創生観光部）（66ページ）へおたずねください。

◆申告と納税

ゴルフ場の経営者が利用者から料金と一緒に受け取り、毎月分を翌月15日までに申告し、納めます。

◆市町村への交付

県へ納められたゴルフ場利用税の10分の7は、ゴルフ場所在の市町村に交付されます。

軽油引取税（県税）

特約業者・元売業者からの軽油の引取り等に対してかかります。

◆納める人

- 特約業者、元売業者からの現実の軽油の引取りを行った人が、特約業者、元売業者を通じて納めます。（特約業者等が代金と一緒に受けとり、県に納めます。）
- 軽油と軽油以外の油（灯油など）を混和し、又は軽油以外の油と軽油以外の油を混和するなどし、製造された軽油を販売した石油販売業者
- 軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として販売した特約業者、元売業者又は石油販売業者
- 軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として消費した人

◆納める額

軽油 1 キロリットルにつき 32,100円

ただし、原油価格の異常な高騰が続いた場合には（※）、軽油 1 キロリットルにつき15,000円となります（いわゆる「トリガー条項」）。

（※）原油価格の異常な高騰が続いた場合とは、指標となるガソリン価格の平均が連続 3 か月にわたり 1 リットルにつき160円を超えることとなった場合をいいます。

※「トリガー条項」については、東日本大震災の復旧及び復興の状況を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされています。

◆免 税

次の用途に軽油を使用する場合で、免税の手続きを受けたときに限り課税されません。

- 石油化学製品製造業を営む者がエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するための原料の用途
- 船舶、鉄道・軌道用車両の動力源
- 農業、林業用の機械の動力源
- 鉱物の掘採事業、廃棄物処理事業、木材加工業などのための一定の用途

※石油化学製品の原料となる軽油以外の免税となる軽油の引取りについては、一部を除き、令和 9 年 3 月 31 日までの措置となります。

〔令和 7 年 4 月 1 日以降、免税軽油制度から除外されることとなった業種〕

- 船舶の使用者のうち、専らレクリエーションの用に供する船舶（事業用船舶を除く）の使用者

◆免税の手続き

- 1 免税になる軽油を使用する人は、あらかじめ東部県税局（自動車税庁舎を除く。）、南部総合県民局（地域創生防災部）又は西部総合県民局（地域創生観光部）に申請して、免税軽油使用者証の交付を受けておきます。
- 2 この免税軽油使用者証を東部県税局（自動車税庁舎を除く。）、南部総合県民局（地域創生防災部）又は西部総合県民局（地域創生観光部）に提示して免税証の交付を申請すると、必要な数量の免税証が交付されます。
- 3 軽油を購入するときに、この免税証を石油販売業者に渡すと、税金のかからない価格で軽油を購入することができます。

※免税証は他人に譲渡することはできません。

※免税軽油の引取り及び使用などについては、報告義務があります。

軽油は県内で買いましょう。

軽油引取税は軽油を購入した販売店の所在する県の収入となります。

◆申告と納税

1 納入申告と納税

特約業者又は元売業者が、軽油の引取りを行った人から代金と一緒に税金を受け取り、毎月分を翌月末日までに申告し、納めます。

2 納付申告と納税

- 石油販売業者が、軽油と軽油以外の油（灯油など）を混和し、又は軽油以外の油と軽油以外の油を混和するなどし、製造された軽油を販売した場合
- 石油販売業者が、軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として販売した場合
- 自動車の保有者が、軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として消費した場合などは、石油販売業者又は自動車保有者等が毎月分を翌月末までに申告し、納めます。

◆製造等の承認

次のような場合には、事前に知事の承認が必要です。

- 1 軽油と軽油以外の油（灯油、重油など）を混和するとき。
- 2 1のほか、軽油を製造するとき。
- 3 軽油又はガソリン以外の油（灯油、重油など）を自動車の燃料として譲渡（販売を含む。）又は消費するとき。

※承認を受けずにこれらの行為を行うと、罰則の適用がありますのでご注意ください。

不正軽油110番まで情報をお寄せください！

●「不正軽油」とは

都道府県知事の承認を受けないで、軽油に重油や灯油を混ぜて造る「混和軽油」や軽油以外の油（灯油、重油など）から造る「製造軽油」などを「不正軽油」といいます。

不正軽油の製造、販売、使用は悪質な脱税行為であるだけでなく、県民の健康や環境に悪影響を及ぼす反社会的な行為です。不正軽油であることを知りながら、運搬・保管・購入した場合や不正軽油の製造に用いる資金や原材料、施設、設備、薬品などを提供した場合も罪に問われることになります。

徳島県では不正軽油に関する情報を求めています。

- ① 不正軽油を製造している
- ② 不正軽油を販売している
- ③ 重油や灯油を自動車の燃料として使用している

などの情報をお持ちの方は下記の番号までお電話ください。24時間受付しています。

また、インターネットメールでも受付しています。



0120-^ふ241-^せ797^い（フリーダイヤル）

088-655-2816（一般電話）

keiyu@mail.pref.tokushima.lg.jp（メールアドレス）

自動車税環境性能割（県税）

自動車の取得に対してかかります。

令和元年10月1日に、自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割（39ページ）が導入されました。

◆納める人

県内に主たる定置場のある自動車（軽自動車・特殊自動車・二輪車を除きます。）を取得した人に課税されます。（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額 取得価額×税率

◆税率（令和6年1月1日～令和8年3月31日）

自動車税環境性能割の税率は、自動車の燃費性能等に応じて下表のとおりになります。

対象自動車		車 両 総重量	排出ガス要件	燃費要件	税率(R6.1.1～ R7.3.31)		税率(R7.4.1～ R8.3.31)	
					自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車(燃料電池 自動車を含む)		—	—	—	非課税		非課税	
天然ガス自動車		—	平成30年排出ガス 基準適合 または 平成21年排出ガス 基準 NOx10%以上低減	—				
プラグインハイブリッド 自動車		—	—	—				
ガソリン 自動車 (※)	乗用車	—	平成30年排出ガス 基準50%低減 または 平成17年排出ガス 基準75%低減	令和12年度燃費基準95%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		非課税	
				令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成				
				令和12年度燃費基準85%達成 かつ令和2年度燃費基準達成			1%	非課税
				令和12年度燃費基準80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成				
				令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%	3%	1%
				令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成				
				令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	3%	1%	2%	
				上記以外				2%
	トラック	2.5 t 以下	平成30年排出ガス 基準50%低減 または 平成17年排出ガス 基準75%低減	令和4年度燃費基準105%達成	非課税		非課税	
				令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%	1%	0.5%
				令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%	2%	1%
				上記以外	3%	2%	3%	2%
		2.5 t 超 3.5 t 以下	平成30年排出ガス 基準50%低減 または 平成17年排出ガス 基準75%低減	令和4年度燃費基準105%達成	非課税		非課税	
				令和4年度燃費基準達成				
				令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%	1%	0.5%
				上記以外	3%	2%	3%	2%
			平成30年排出ガス 基準25%低減 または 平成17年排出ガス 基準50%低減	令和4年度燃費基準105%達成	非課税		非課税	
				令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%	1%	0.5%
				令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%	2%	1%
				上記以外	3%	2%	3%	2%

対象自動車		車 両 総重量	排出ガス要件	燃費要件	税率(R6.1.1～ R7.3.31)		税率(R7.4.1～ R8.3.31)	
					自家用	営業用	自家用	営業用
ガソリン 自動車 (※)	バ ス	3.5 t 以下	平成30年排出ガス 基準50%低減 または 平成17年排出ガス 基準75%低減	令和2年度燃費基準110%達成	非課税		非課税	
				令和2年度燃費基準105%達成				
				令和2年度燃費基準達成	1 %	0.5 %	1 %	0.5 %
				上記以外	3 %	2 %	3 %	2 %
			平成30年排出ガス 基準25%低減 または 平成17年排出ガス 基準50%低減	令和2年度燃費基準110%達成	非課税		非課税	
				令和2年度燃費基準105%達成				
				令和2年度燃費基準達成	2 %	1 %	2 %	1 %
				上記以外	3 %	2 %	3 %	2 %
L P G 自動車	乗用車	—	平成30年排出ガス 基準50%低減 または 平成17年排出ガス 基準75%低減	令和12年度燃費基準95%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		非課税	
				令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成			1 %	非課税
				令和12年度燃費基準85%達成 かつ令和2年度燃費基準達成				0.5 %
				令和12年度燃費基準80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1 %	非課税	2 %	
				令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2 %	0.5 %		1 %
				令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成		3 %	2 %	
				令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1 %			
				上記以外	2 %			

(※) ハイブリッド自動車を含みます。

対象自動車		車 両 総重量	排出ガス要件	燃費要件	税率(R6.1.1～ R7.3.31)		税率(R7.4.1～ R8.3.31)	
					自家用	営業用	自家用	営業用
ディーゼル 自動車 (※)	乗用車	－	平成30年排出ガス 基準適合 または 平成21年排出ガス 基準適合	令和12年度燃費基準95%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		非課税	
				令和12年度燃費基準90%達成 かつ令和2年度燃費基準達成			1%	非課税
				令和12年度燃費基準85%達成 かつ令和2年度燃費基準達成				0.5%
				令和12年度燃費基準80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	非課税	2%	
				令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	0.5%		3%
				令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成			3%	
				令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%			
				上記以外				
	トラック	2.5 t 超 3.5 t 以下	平成30年排出ガス 基準適合 または 平成21年排出ガス基準 NOx及びPM10%低減	令和4年度燃費基準105%達成	非課税		非課税	
				令和4年度燃費基準達成				
				令和4年度燃費基準95%達成	1%	0.5%	1%	0.5%
				上記以外	3%	2%	3%	2%
			平成21年排出ガス 基準適合	令和4年度燃費基準105%達成	非課税		非課税	
				令和4年度燃費基準達成				
				令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%	2%	1%
				上記以外	3%	2%	3%	2%
	バ ス	3.5 t 以下	平成30年排出ガス 基準適合 または 平成21年排出ガス基準 NOx及びPM10%低減	令和2年度燃費基準110%達成	非課税		非課税	
				令和2年度燃費基準105%達成				
				令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	1%	0.5%
				上記以外	3%	2%	3%	2%
			平成21年排出ガス 基準適合	令和2年度燃費基準110%達成	非課税		非課税	
				令和2年度燃費基準105%達成				
				令和2年度燃費基準達成	2%	1%	2%	1%
				上記以外	3%	2%	3%	2%
	バ ス トラック	3.5 t 超	平成28年排出ガス 基準適合 または 平成21年排出ガス基準 NOx及びPM10%低減	令和7年度燃費基準105%達成			非課税	
				令和7年度燃費基準達成			1%	0.5%
				令和7年度燃費基準95%達成			2%	1%
				平成27年度燃費基準＋15%達成	非課税		3%	2%
				平成27年度燃費基準＋10%達成				
				平成27年度燃費基準＋5%達成	2%	1%		
				上記以外	3%	2%		

(※) ハイブリッド自動車を含みます。

◎バリアフリー対応バス・タクシーや衝突被害軽減ブレーキ（歩行者検知機能付き）を搭載したトラックまたはバス等は取得に係る特例措置があります。

◆免税・非課税

- 取得価額が50万円以下の自動車の取得
- 相続による自動車の取得
- 法人の合併又は分割による自動車の取得
- 所有権留保付で売買された自動車で所有権が売主から買主へ移転した場合の取得
- 自動車販売業者からの取得のうち、自動車の性能が良好でないこと等の理由で取得の日から1か月以内にその自動車販売業者へ返却した場合
- 身体障がい者等の自動車税種別割の減免（36ページ参照）と同様に自動車税環境性能割についても、一定の要件に該当する場合については登録の際に申請すれば減免されます。なお、減免額には上限があります。

◆申告と納税

自動車を取得した人が新規登録、移転登録などをする場合に、東部県税局自動車税庁舎へ申告し、同時に納めます。

◆市町村への交付

県へ納められた環境性能割の40.85%に相当する額は、市町村道の延長及び面積に応じて県内の市町村に交付されます。

自動車税種別割（県税）

自動車を所有している人にかかります。

令和元年10月1日から、自動車税は「自動車税種別割」に名称が変わりました。

◆納める人

県内に主たる定置場のある自動車の所有者に課税されます。（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額

自動車の種類、排気量などによって定められています。主なものは38ページ参照。

◆身体障がい者等（身体障がい者、戦傷病者、知的障がい者又は精神障がい者）の減免

- 本人運転 専ら身体障がい者本人の運転で、日常生活の足代わりとして使用される自動車
- 家族運転 同居の親族の運転で、障がい者の通学、通院、通所、生業及び週末帰省の用に継続して使用される自動車
- 介護者運転 介護者の運転で、専ら障がい者（障がい者のみで生活されている方に限ります。）の通院等の用に継続して使用され、かつ障がい者のためにのみ使用される自動車
- 身体障がい者等の人が利用するために構造を変更した自動車

これらの自動車については、申請により自動車税種別割が減免されます。減免額には、上限があります。減免の申請は納期限までにしてください。納期限を経過しても翌年の2月末日まで通年の受付を行っていますが、減免額は、申請のあった月の翌月から3月までの月数に応じて月割により計算します。

初めて申請される方は、東部県税局自動車税庁舎（TEL：088-641-2323）に事前に具体的な手続きなどをお問い合わせください。

◆申告と納税

4月1日現在の所有者に課税され、5月に東部県税局自動車税庁舎から送付される納税通知書により5月31日までに納めます。

4月1日以後に新規登録をした場合には、登録の時に申告し、新規登録をした月の翌月から月割計算した額を納めます。

◆税金の還付

自動車を年度途中で抹消した場合は、月割により税金が還付されます。ただし、移転登録の場合は譲り渡した人にその年度中の全額が課税され、新所有者には、翌年度から課税されます。

◆自動車の登録手続き

自動車の所有権の移転などがあつたときには、徳島運輸支局でそれぞれの登録をする必要があります。

- 新車を購入したとき ————— 新規登録
- 中古車を売ったり、買ったりしたとき — 移転登録
- 所有者等の住所、氏名等が変わったとき — 変更登録
- 車が古くなったりして使わないとき — 抹消登録

他県から徳島県内へ転入した際は、ナンバープレートを変更しましょう。

◎登録についてのおたずねは

徳島運輸支局 〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地1-1
☎ 050-5540-2074（登録関係ヘルプデスク）

◆自動車税種別割のグリーン化について

地球温暖化・大気汚染の防止のため、環境にやさしい自動車の開発・普及の促進を図ることが目的です。

排出ガス・燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車は税負担が軽くなり、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税負担が重くなります。

1 環境負荷の小さい自動車……自動車税種別割が軽減されます。

令和6年度に新車で新規に登録された次の自動車は、登録の翌年度のみ税率が軽減されます。

自動車の種類	排出ガス要件	燃 費 要 件	軽減措置
電気自動車（燃料電池自動車を含む）	—	—	概ね 75%軽減
プラグインハイブリッド自動車	—	—	
天然ガス自動車	平成30年排出ガス基準適合または 平成21年排出ガス基準NOx10%以上低減	—	
低燃費かつ低排出ガス認定自動車（営業用乗用車に限る）	【ガソリン車】 平成30年排出ガス基準50%低減または 平成17年排出ガス基準75%低減	令和12年度燃費基準 90%達成かつ令和2年度燃費基準達成	概ね 50%軽減
	【ディーゼル車】 平成30年排出ガス基準適合または 平成21年排出ガス基準適合	令和12年度燃費基準 70%達成かつ令和2年度燃費基準達成	

2 環境負荷の大きい自動車……自動車税種別割が重課されます。

初回新規登録（初度登録）から一定年数を経過した車については、廃車されるまで次の税率が重課されます。

※一般乗合用バス、被けん引車、低公害車（電気、メタノール、天然ガス自動車、ガソリンハイブリッド自動車（車検証にハイブリッド自動車であることが記載されているもの））は除きます。

対 象 車	初回新規登録（初度登録）	重課措置
ディーゼル車 （初回新規登録から 11年を超えるもの）	平成25年3月31日まで	概ね15%重課（※）
ガソリン車・LPG車 （初回新規登録から 13年を超えるもの）	平成23年3月31日まで	

（※）ただし、バス（一般乗合用を除く。）、トラックについては、概ね10%重課のまま据え置かれます。

◆自動車税種別割年税額一覧表（主なもの）

区 分		年 税 額		
		営 業 用（※1）	自 家 用	
			（※2）	
乗 用 車	総排気量 1ℓ以下・電気自動車	7,500円	25,000円	29,500円
	// 1ℓ超～1.5ℓ以下	8,500円	30,500円	34,500円
	// 1.5ℓ超～2ℓ以下	9,500円	36,000円	39,500円
	// 2ℓ超～2.5ℓ以下	13,800円	43,500円	45,000円
	// 2.5ℓ超～3ℓ以下	15,700円	50,000円	51,000円
	// 3ℓ超～3.5ℓ以下	17,900円	57,000円	58,000円
	// 3.5ℓ超～4ℓ以下	20,500円	65,500円	66,500円
	// 4ℓ超～4.5ℓ以下	23,600円	75,500円	76,500円
	// 4.5ℓ超～6ℓ以下	27,200円	87,000円	88,000円
	// 6ℓ超	40,700円	110,000円	111,000円
ト ラ ック	最大積載量 1トン以下	6,500円		8,000円
	// 1トン超～2トン以下	9,000円		11,500円
	// 2トン超～3トン以下	12,000円		16,000円
	// 3トン超～4トン以下	15,000円		20,500円
	// 4トン超～5トン以下	18,500円		25,500円
	// 5トン超～6トン以下	22,000円		30,000円
	// 6トン超～7トン以下	25,500円		35,000円
	// 7トン超～8トン以下	29,500円		40,500円
	// 8トン超	29,500円に8トンを超える部分 1トンまでごとに4,700円を加算	40,500円に8トンを超える部分 1トンまでごとに6,300円を加算	
	けん引車			
ク	小型自動車	7,500円		10,200円
	普通自動車	15,100円		20,600円
	被けん引車			
	小型自動車	3,900円		5,300円
貨客兼用車（※3）	最大積載量 1トン以下	総排気量 1ℓ以下	10,200円	13,200円
		// 1ℓ超～1.5ℓ以下	11,200円	14,300円
		// 1.5ℓ超	12,800円	16,000円
	最大積載量 1トンを超 2トン以下	// 1ℓ以下	12,700円	16,700円
バ ス		// 1ℓ超～1.5ℓ以下	13,700円	17,800円
		// 1.5ℓ超	15,300円	19,500円
		一般乗合用	そ の 他	
	乗用定員が30人以下	12,000円	26,500円	33,000円
	// 30人超～40人以下	14,500円	32,000円	41,000円
	// 40人超～50人以下	17,500円	38,000円	49,000円
	// 50人超～60人以下	20,000円	44,000円	57,000円
	// 60人超～70人以下	22,500円	50,500円	65,500円
キャンピング車		// 70人超～80人以下	25,500円	57,000円
		// 80人超	29,000円	64,000円
	総排気量 1ℓ以下・電気自動車			
	// 1ℓ超～1.5ℓ以下			20,000円
	// 1.5ℓ超～2ℓ以下			23,600円
	// 2ℓ超～2.5ℓ以下			24,400円
	// 2.5ℓ超～3ℓ以下			27,600円
	// 3ℓ超～3.5ℓ以下			28,800円
	// 3.5ℓ超～4ℓ以下			31,600円
	// 4ℓ超～4.5ℓ以下			34,800円
	// 4.5ℓ超～6ℓ以下			36,000円
	// 6ℓ超			40,000円
				40,800円
				45,600円
				46,400円
				52,400円
				53,200円
				60,400円
				61,200円
				69,600円
				70,400円
				88,000円
				88,800円

（※1）営業用とは、通常のナンバープレートが緑色のものです。

（※2）令和元年10月1日以降に初回新規登録を受けた自動車に限ります。

（※3）貨客兼用車とは、トラックのうち最大乗車定員が4人以上のものです。

軽自動車税環境性能割（市町村税）

軽自動車の取得に対してかかります。

令和元年10月1日に、自動車取得税が廃止され、自動車税環境性能割（32ページ）及び軽自動車税環境性能割が導入されました。

◆納める人

その市町村内に主たる定置場のある軽自動車（三輪以上）を取得した人に課税されます。（割賦販売等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額

取得価額×税率

◆税率（令和6年1月1日～令和8年3月31日）

軽自動車税環境性能割の税率は、軽自動車の燃費性能等に応じて下表のとおりになります。

対象自動車		車 両 総重量	排出ガス要件	燃費要件	税率(R6.1.1～ R7.3.31)		税率(R7.4.1～ R8.3.31)	
					自家用	営業用	自家用	営業用
電気自動車(燃料電池 自動車を含む)		—	—	—	非課税		非課税	
天然ガス自動車		—	平成30年排出ガス 基準適合 または 平成21年排出ガス基準 NOx10%以上低減	—				
ガソリン 自動車 (※)	乗用車	—	平成30年排出ガス 基準50%低減 または 平成17年排出ガス 基準75%低減	令和12年度燃費基準80%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	非課税		非課税	
				令和12年度燃費基準75%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	1%	0.5%	1%	0.5%
				令和12年度燃費基準70%達成 かつ令和2年度燃費基準達成			2%	1%
				令和12年度燃費基準60%達成 かつ令和2年度燃費基準達成	2%	1%		2%
				上記以外		2%		
	トラック	2.5 t 以下	平成30年排出ガス 基準50%低減 または 平成17年排出ガス 基準75%低減	令和4年度燃費基準105%達成	非課税		非課税	
				令和4年度燃費基準達成	1%	0.5%	1%	0.5%
				令和4年度燃費基準95%達成	2%	1%	2%	1%
				上記以外		2%		2%

(※) ハイブリッド自動車を含みます。

◆免税・非課税

- ・取得価額が50万円以下の軽自動車の取得
- ・相続による軽自動車の取得
- ・法人の合併又は分割による軽自動車の取得
- ・所有権留保付で売買された軽自動車ですべての権利が売主から買主へ移転した場合の取得
- ・自動車販売業者から取得のうち、軽自動車の性能が良好でないこと等の理由で取得の日から1か月以内にその自動車販売業者へ返却した場合
- ・身体障がい者等の自動車税種別割の減免（36ページ参照）と同様に軽自動車税環境性能割についても、一定の要件に該当する場合については登録の際に申請すれば減免されます。なお、減免額には上限があります。

◆申告と納税

軽自動車を取得した人が新規検査、使用の届出などをする場合に、東部県税局自動車税庁舎へ申告し、同時に納めます。

軽自動車税環境性能割は市町村税ですが、当分の間、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、県が賦課徴収を行うこととなっています。

軽自動車税種別割（市町村税）

原動機付自転車・軽自動車・小型特殊自動車・二輪の小型自動車を所有している人にかかります。
令和元年10月1日から、軽自動車税は「軽自動車税種別割」に名称が変わりました。

◆納める人

その市町村内に主たる定置場のある軽自動車などの所有者に課税されます。（割賦販売等で売主が軽自動車などの所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。）

◆納める額

軽自動車などの種類、排気量などによって定められています。主なものは次のページ参照。

◆身体障がい者等の減免

一定の身体障がい者等のために使用する軽自動車などについては、申請により税が減免される場合があります。
詳しくは、市町村税務担当課（68ページ）にお問い合わせください。

※減免を受けることができるのは、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を通じて一台です。したがって、
自動車税種別割で減免を受けた方は軽自動車税種別割では減免を受けることはできません。

◆申告と納税

4月1日現在の所有者に課税され、一般的には4月に市町村から送付される納税通知書により4月末日までに納めます。

◆軽自動車などの登録手続き

軽自動車などの所有権の移転などがあったときには、それぞれの登録をする必要があります。

- 新車を購入したとき ————— 新規登録
- 中古車を売ったり、買ったりしたとき ——— 移転登録
- 所有者等の住所、氏名等が変わったとき —— 変更登録
- 車が古くなったりして使わないとき ——— 抹消登録

◎登録についてのおたすねは

	車 種	登 録 先	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
軽自動車税	軽 自 動 車	徳 島 県 軽自動車協会	〒771-1156	徳島市応神町応神産業団地 1-4	(088) 641-2010
	小 型 二 輪 車 250cc超の オートバイ	徳島運輸支局	〒771-1156	徳島市応神町応神産業団地 1-1	050-5540-2074 (登録関係ヘルプデスク)
	軽 二 輪 車 125cc超250cc 以下のオートバイ				
	原動機付自転車 125cc以下の オートバイ	各 市 町 村	「市町村税についてのお問い合わせ先」68ページ参照		

◆軽自動車税種別割のグリーン化等について

地球温暖化・大気汚染防止に向けて、環境にやさしい軽自動車の開発・普及を促進するため、一定の環境性能を有する軽四輪車等について、その燃費性能に応じて税負担が軽減されるとともに、初回新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい軽四輪車等については税負担が重くなります。

また、軽自動車等の性能・価格を考慮し、小型自動車との税負担の均衡を確保するため、軽自動車税種別割の税率が引き上げられています。

主な標準的な税率は次のとおりですが、市町村によっては異なる税率を定めている場合がありますので、詳しくは市町村税務担当課（68ページ）にお問い合わせください。

◎軽自動車税種別割（二輪車等）の年税額

車 種 区 分		標準税率
原動機付自転車 (125cc以下)	50cc以下又は0.6kw以下のもの	2,000円
	50cc超90cc以下又は0.6kw超0.8kw以下のもの	2,000円
	90cc超又は0.8kw超のもの	2,400円
	三輪以上のもので、20cc超又は0.25kw超のもの	3,700円
軽自動車	軽二輪（125cc超250cc以下）	3,600円
小型特殊自動車		市町村が条例で定める額
二輪の小型自動車		6,000円

◎軽自動車税種別割（三輪以上）の年税額（平成27年4月1日以降の新車）

車 種 区 分				標準税率	グリーン化特例（軽課） （初度検査の翌年度に限る）		
					概ね75% 軽減（※ 1）	概ね 50% 軽減（※ 2）	概ね 25% 軽減（※ 3）
軽自動車	三輪（660cc以下のもの）			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
	四輪以上 （660cc 以下のもの）	自家用	乗 用	10,800円	2,700円		
			貨物車	5,000円	1,300円		
		営業用	乗 用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
			貨物車	3,800円	1,000円		

（※1）電気軽自動車、天然ガス軽自動車（平成30年排出ガス基準適合、または平成21年排出ガス規制に適合かつ同基準値より10%以上NOxの排出量が少ないもの）

（※2）平成30年排出ガス基準50%低減達成、又は平成17年排出ガス基準75%低減達成した車両で、令和12年度燃費基準90%達成かつ令和2年度燃費基準を達成したもの

（※3）平成30年排出ガス基準50%低減達成、又は平成17年排出ガス基準75%低減達成した車両で、令和12年度燃費基準70%達成かつ令和2年度燃費基準を達成したもの

（注）グリーン化特例（軽課）については、令和5年度及び6年度に初度検査を受けた場合の内容です。

50%軽減及び25%軽減は、内燃機関の燃料が揮発油（ガソリン）の軽自動車に限ります。

平成32年度燃費基準と令和2年度燃費基準は同様の取扱いです。

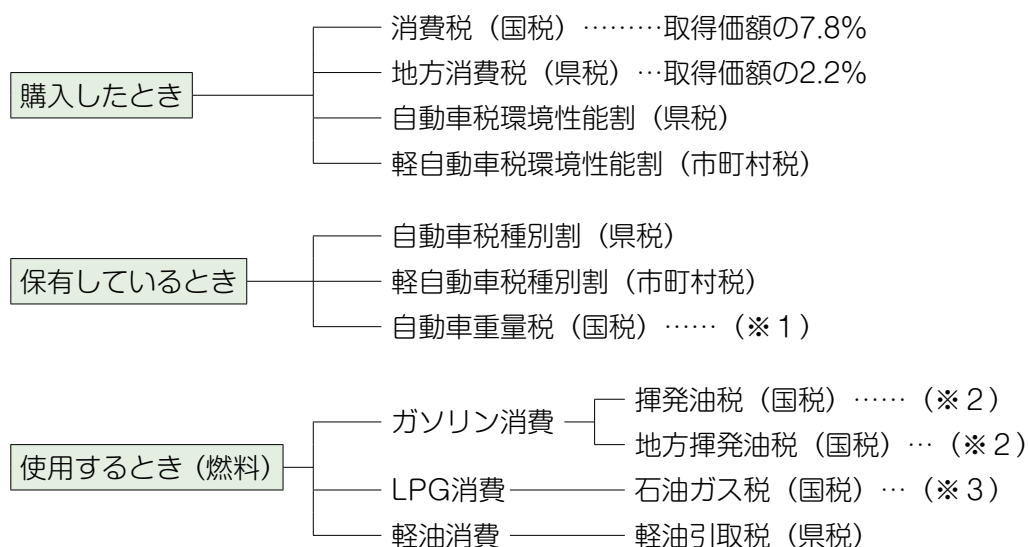
◎軽自動車税種別割（三輪以上）の年税額（平成27年3月31までに初度検査を受けたもの）

車 種 区 分				標準税率	グリーン化特例（重課） （初度検査から13年超の車に係る税率）
軽自動車	三輪（660cc以下のもの）			3,100円	4,600円
	四輪以上 （660cc以下のもの）	自家用	乗 用	7,200円	12,900円
			貨物車	4,000円	6,000円
		営業用	乗 用	5,500円	8,200円
			貨物車	3,000円	4,500円

（注）電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車及びガソリンを内燃機関として用いる電力併用軽自動車並びに被けん引車は重課の対象外です。

自動車と税

◆自動車関係税の種類



（※1）

◎自動車重量税

最初に受ける新規検査又は継続検査等により自動車検査証の交付を受けるときにかかります。

新車新規登録時		車 検 証 の 有 効 期 間	
		3 年自家用	2 年自家用
乗用車	エコカー	車両重量0.5トンあたり7,500円に対し、全額免税、50%軽減、25%軽減のいずれか	車両重量0.5トンあたり5,000円に対し、全額免税、50%軽減、25%軽減のいずれか
	エコカー以外	車両重量0.5トンあたり12,300円	車両重量0.5トンあたり8,200円
軽自動車	エコカー	車両重量0.5トンあたり7,500円に対し、全額免税、75%軽減、50%軽減、25%軽減のいずれか	車両重量0.5トンあたり5,000円に対し、全額免税、75%軽減、50%軽減、25%軽減のいずれか
	エコカー以外	9,900円	6,600円

継続検査等時			車 検 証 の 有 効 期 間	
			2 年自家用	1 年自家用
乗用車	エコカー		全額免税又は本則税率（車両重量0.5トンあたり5,000円）	全額免税又は本則税率（車両重量0.5トンあたり2,500円）
	エコカー以外	下記以外	車両重量0.5トンあたり8,200円	車両重量0.5トンあたり4,100円
		初度登録から13年経過	車両重量0.5トンあたり11,400円	車両重量0.5トンあたり5,700円
		初度登録から18年経過	車両重量0.5トンあたり12,600円	車両重量0.5トンあたり6,300円
軽自動車	エコカー		全額免税又は本則税率（5,000円）	
	エコカー以外	下記以外	6,600円	
		初度登録から13年経過	8,200円	
		初度登録から18年経過	8,800円	

- (注) 1. この表は、令和3年5月1日以降の自家用自動車に対するものです。営業用自動車は自家用より軽い税率です。
2. エコカーとは、環境性能に優れた自動車に係る負担を時限的に免除・軽減する措置、いわゆる「エコカー減税」の対象となる燃費等の環境性能に関する一定の基準を満たしている自動車で、例えば電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車などをいいます。
3. エコカーの税額は、燃費基準及び排出ガス基準により軽減割合（100%・75%・50%・25%）が異なります。
4. どのメーカーのどの車種（商品名）がエコカー減税の対象となるかということに関しましては、各自動車メーカーの窓口にお問い合わせください。

(※2)

◎揮発油税・地方揮発油税

ガソリン価格の中に含まれている税で、道路に関する費用等に使われます。

揮 発 油 税	ガソリン1ℓにつき	48.6円
地方揮発油税	//	5.2円
計		53.8円

※地方揮発油税は全額地方公共団体に譲与されます。

※揮発油には、製造場から出荷される際に揮発油税及び地方揮発油税（以下「揮発油税等」といいます。）の特例税率（53.8円/ℓ）が課税されていますが、揮発油の平均小売価格が連続3か月にわたり160円/ℓを超えることとなった場合には、特例税率の適用が停止され、揮発油税等の本則税率（28.7円/ℓ）が適用されることとなります。

その後、揮発油の平均小売価格が連続3か月にわたり130円/ℓを下回ることとなった場合には、特例税率の適用が再開されることとなります。ただし、この税率の変更については、東日本大震災の復旧及び復興の状況を勘案して別に定める日までの間、その適用が停止されています。

(※3)

◎石油ガス税

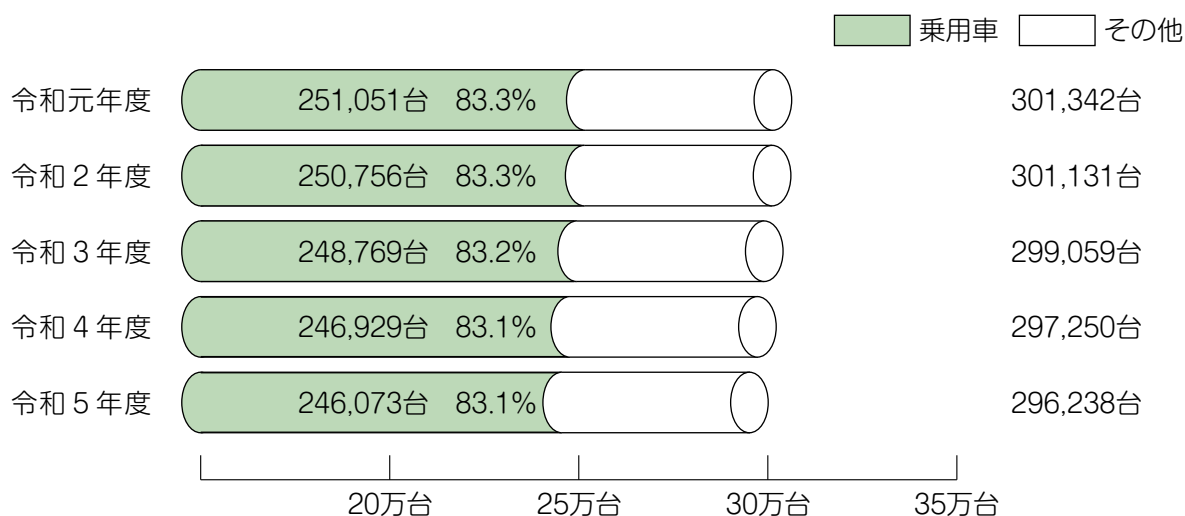
タクシー等の自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスの価格の中に含まれる税で、道路に関する費用等に使われます。

石油ガス1kg当たり17.5円

※石油ガス税の収入額の2分の1が地方公共団体に譲与されます。

◆徳島県の自動車登録台数の推移

(各年度末現在の台数・大型特殊車、軽自動車を除く)



自動車税種別割のトラブルを防止しましょう。

新たに自動車をお持ちになる方は

友人などから自動車を譲り受けたときは、必ず運輸支局で**移転登録**をしましょう。

登録がそのままになっていると、前の所有者に自動車税種別割がかかり、迷惑をかけます。

壊れて動かなくなった自動車をお持ちの方は

1日も早く運輸支局で**抹消登録**をしましょう。

この登録をしないと使用できない車にいつまでも自動車税種別割がかかります。既に納付済の場合は、抹消の登録をすれば翌月からの税金が還付されます。

自動車を手放す方は

自動車を売ったり、下取りに出したり、解体したりするときは、必ず運輸支局で**移転又は抹消の登録**をしましょう。

自動車税種別割は、毎年4月1日現在登録されている所有者にかかります。これらの登録がされていないと実際には自動車を持っていなくても、自動車税種別割がかかります。

年度の途中で抹消登録をした場合は、その翌月から3月までの月割分が減額され、還付されます。

転居される方は

必ず運輸支局で**住所変更の登録**をしましょう。

住民票を移しただけでは、車検証の住所は変わりません。

鉱 区 税 (県税)

地下の埋蔵鉱物を採掘するという特権を与えられていることに対してかかります。

◆納める人

県内に鉱区を持っている鉱業権者

◆納める額

鉱 区 の 種 類		納 め る 額
砂鉱を目的としない鉱区	試掘鉱区	面積 100アールごとに……年 200円
	採掘鉱区	面積 100アールごとに……年 400円
砂 鉱 を 目 的 と す る 鉱 区		面積 100アールごとに……年 200円

ただし、石油又は可燃性天然ガスを目的とするものは、上記税率の3分の2となります。

◆申告と納税

◎申 告……鉱業権の取得、消滅又は変更の日から10日以内に申告します。

◎納 税……東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（地域創生防災部）又は西部総合県民局（地域創生観光部）から送付される納税通知書により5月末までに納めます。

狩 猟 税 (県税)

鳥獣保護や狩猟に関する費用にあてるため、狩猟者の登録を受ける人に対してかかります。

◆納める人

狩猟者の登録を受ける人にかかります。

◆納める額

種	類	納める額
第一種銃猟免許（装薬銃）に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	16,500円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人（※）	11,000円
網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける人	県民税の所得割を納める人	8,200円
	県民税の所得割を納めなくてもよい人（※）	5,500円
第二種銃猟免許（空気銃）に係る狩猟者の登録を受ける人		5,500円

（※）県民税の所得割を納めなくてもよい人のうち、県民税の所得割を納める人の同一生計配偶者や扶養親族に該当する人（農林水産業に従事している人は除く。）は、対象となりません。

（注） 1. 県内の市町村に所属する対象鳥獣捕獲員又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者（一定の要件を満たす者に限る。）が令和11年3月31日までに狩猟者の登録をする場合には、課税免除となります。
2. 狩猟者登録の申請日前1年以内の期間に許可捕獲等を行った人（一定の要件をみたす者に限る。）が令和11年3月31日までに狩猟者の登録をする場合には、上表の「納める額」が概ね2分の1となります。

◆申告と納税

狩猟者の登録を受けるときに県税証紙を購入し、狩猟者登録申請書に貼付して納めます。

なお、県民税の所得割を納めなくてもよい人は、証明書を関係する市町村から受けて提出してください。

固定資産税（市町村税）

土地・家屋や、事業に使う機械などの償却資産にかかります。

◆納める人

土地、家屋、償却資産（これらを総称して「固定資産」といいます。）の毎年1月1日現在の所有者に課税されます。

課税は、賦課期日現在の状況によりますので、年の途中で所有権が移転したような場合でも、その年度分の固定資産税は賦課期日現在の所有者が納めます。

「所有者」とは、原則として、土地については登記簿又は土地補充課税台帳に、家屋については登記簿又は家屋補充課税台帳に、償却資産については償却資産課税台帳に、それぞれ所有者として登記又は登録されている者をいいます。

◆納める額

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{固定資産の価格} \\ \text{(課税標準)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \frac{1.4}{100} \\ \text{(税率)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \end{array}$$

◆固定資産の価格

市町村の固定資産課税台帳に登録されている価格（評価額といいます。）によります。国が定めた固定資産評価基準に基づき固定資産を評価し、市町村長がその価格を決定し、固定資産課税台帳に登録します。

固定資産のうち土地及び家屋の価格は、通常3年ごとに評価の見直し（評価替えといいます。）をします。この評価替えの年度を基準年度といいますが、決定された価格は、原則として3年間据え置かれます。（令和6年度が基準年度であり、令和7年度、令和8年度は据え置き年度となります。）

ただし、土地については、据え置き年度においてさらに地価の下落傾向がみられる場合には、市町村長の判断により、簡易な方法で価格を修正することができる特例措置が講じられています。

また、新築や評価替えの後に増改築をした家屋、地目の変更、分・合筆などのあった土地については、新たに評価を行い、価格を決定します。

◆免 税 点

市町村の区域内に同一人が所有する土地、家屋、償却資産のそれぞれの課税標準額が、次の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土 地	30万円
家 屋	20万円
償 却 資 産	150万円

◆土地に係る税負担の調整措置

土地については、税負担の増加を緩和するなどの目的のために、次のような税負担の調整措置が講じられています。

- (1) 住宅用地（住宅の敷地で住宅の床面積の10倍までの土地をいいます。）に係る課税標準の特例
小規模住宅用地（住宅用地のうち200㎡以下の部分）…………… 6分の1
一般住宅用地（小規模住宅用地以外の住宅用地）…………… 3分の1

(2) 令和6年度から令和8年度までの税負担の調整措置

宅 地

平成8年度までの宅地の税負担は、大部分の土地が評価額の上昇割合に応じてなだらかに上昇する負担調整措置等が行われてきましたが、平成9年度の評価替えに伴い、課税の公平の観点から、地域や土地によりばらつきのある負担水準（評価額に対する前年度課税標準額の割合）を均衡化させることを重視した税負担の調整措置が講じられ、宅地について負担水準の高い土地は税負担を引き下げ又は据え置き、負担水準の低い土地はなだらかに税負担を上昇させることによって負担水準のばらつきの幅を狭めていく仕組みが導入されました。

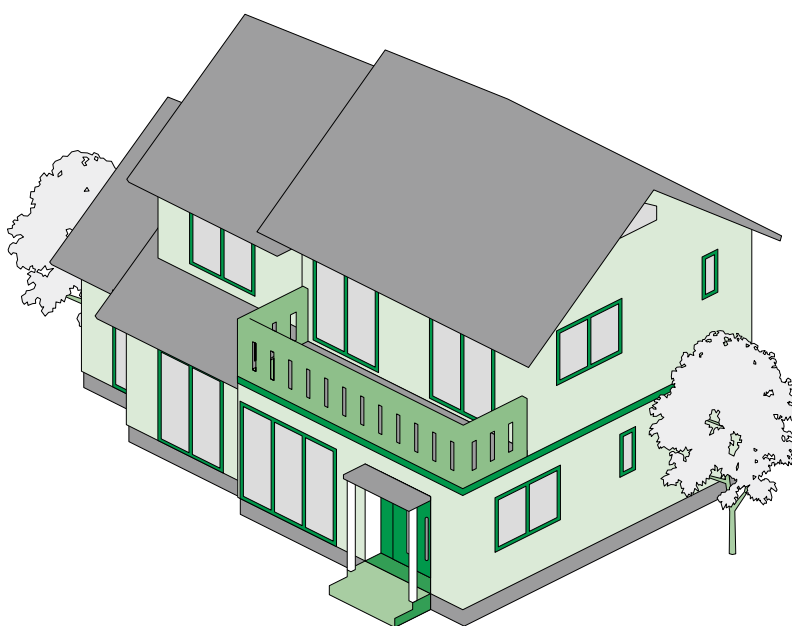
これまで、負担水準の均衡化・適正化に取り組んできた結果、令和5年度の商業地等における負担水準は、据置特例の対象となる60%から70%までの範囲内にほぼ収斂する状況に至っています。

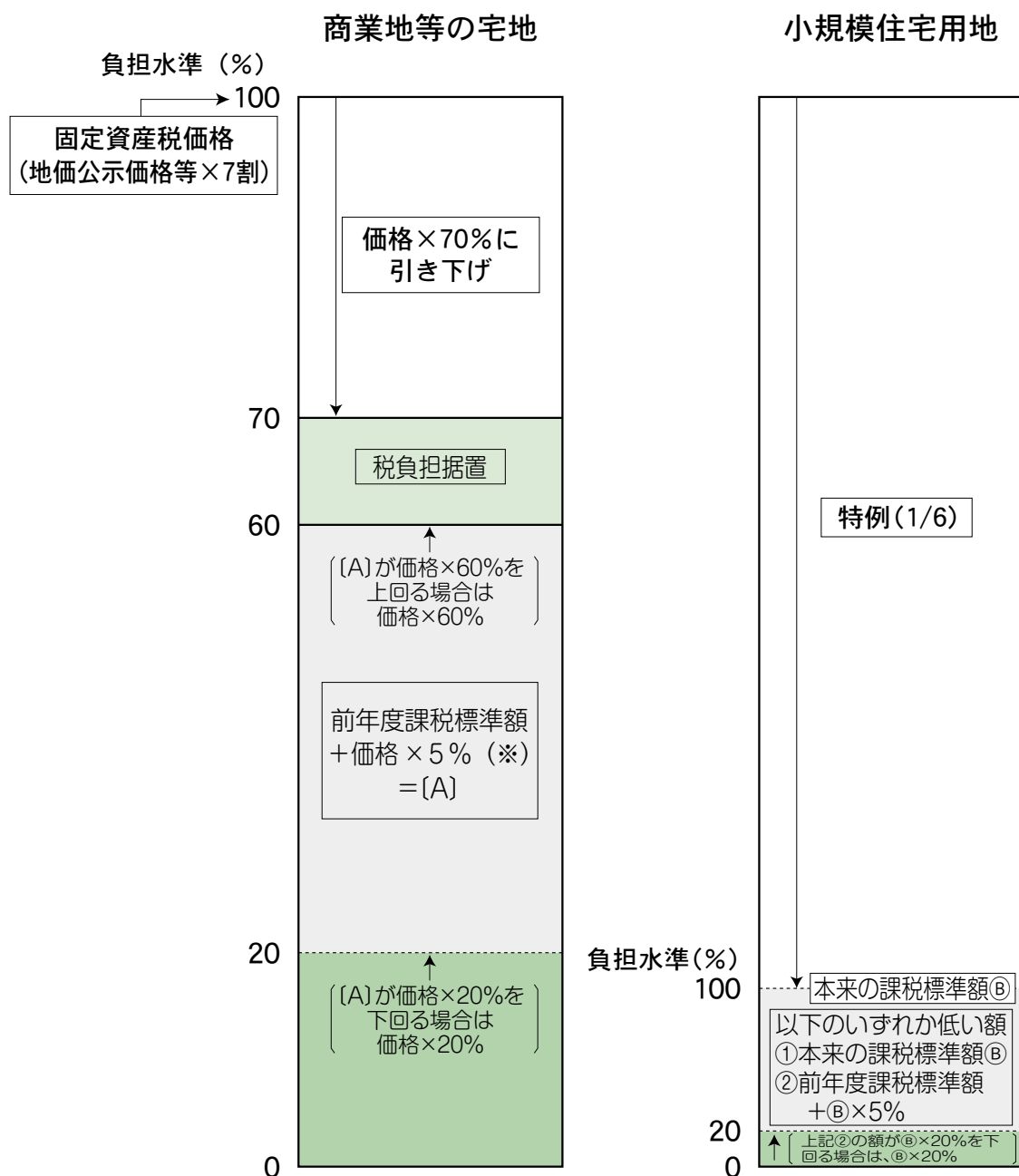
一方、商業地の地価の状況は、大都市を中心とした地価の上昇と地方における地価の下落が混在する状態が継続しています。このような状況を踏まえつつ、令和6年度の土地についての「評価替え」に併せて、税負担の激変を緩和するための負担調整措置について様々な議論がなされた結果、納税者の予見可能性に配慮するとともに、固定資産税の安定的確保を図るため、令和6年度から令和8年度までの負担調整措置については、令和5年度と同様の負担調整措置の仕組みが継続されることになりました。

令和6年度から令和8年度における宅地の税負担の調整措置を図示すると、次頁のようになります。

「負担水準」とは…個々の宅地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものの次の算式によって求められます。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度課税標準額}}{\text{新評価額} (\times \text{住宅用地特例率 (1/3 又は 1/6)})}$$





宅地以外の土地

宅地と同様に税負担の調整措置が講じられていますが、評価の方法によって取扱いが異なります。

◆新築住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに新築された住宅については、新築後3年度分（3階建以上の中高層耐火住宅は、5年度分）に限り、120㎡までの居住部分に相当する税額の2分の1が減額されます。（併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。）

◎床面積の要件

床面積（併用住宅にあつては居住部分の床面積）
50㎡（一戸建以外の貸家住宅は40㎡）以上280㎡以下

（注）分譲マンションなど区分所有家屋の床面積については、「専有部分の床面積＋持分であん分した共用部分の床面積」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

◆認定長期優良住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までの間に新築された認定長期優良住宅については、新築後5年度分（3階建以上の中高層耐火住宅は、7年度分）に限り、当該住宅に係る税額の2分の1が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

「認定長期優良住宅」とは

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき耐久性、耐震性、省エネ等の住宅の性能や建築後の維持保全に関する認定基準を満たすもので、県知事（ただし徳島市の場合は市長）の認定を受けた住宅

◆耐震改修を行った住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに、一定の基準に適合させるよう耐震改修工事（1戸あたりの工事費が50万円を超えるものに限る。）を施した住宅については、1年度分に限り、当該住宅に係る税額の2分の1が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

※「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する住宅については、翌年度分から2年度分減額されます。

「通行障害既存耐震不適格建築物」とは

地震によって倒壊した場合に道路通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする建築物で、都道府県耐震改修促進計画又は市町村耐震改修促進計画に記載された道路の区画にその敷地が接するもののうち、耐震基準を満たしていない建築物

◆耐震改修を行った認定長期優良住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに、認定長期優良住宅の認定を受けて一定の基準に適合させるよう耐震改修工事（1戸あたりの工事費が50万円を超えるものに限る。）を施した住宅については、1年度分に限り、当該住宅に係る税額の3分の2が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

※「通行障害既存耐震不適格建築物」に該当する住宅については、翌年度分から2年度分減額され、翌年度分については税額の3分の2が、翌々年度分については税額の2分の1が減額されます。

◆耐震改修を行った大規模建築物等に対する減額措置

令和8年3月31日までに、一定の基準に適合させるよう耐震改修工事を施した大規模建築物等については、2年度分に限り、当該大規模建築物等に係る税額の2分の1が減額（1年度分あたりの減額は改修費用の2.5%まで。）されます。（市町村への申告書の提出が要件）

◆バリアフリー改修工事を行った住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに、一定のバリアフリー改修工事（工事に要した費用が、自治体からの補助金等を除いて、50万円を超えるもので、改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であるものに限る。）が行われた住宅については、工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度に限り、当該住宅に係る税額の3分の1が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

◆省エネ改修工事を行った住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに、一定の省エネ改修工事（工事に要した費用が、自治体からの補助金等を除いて、60万円を超えるもので、改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であるものに限る。）が行われた住宅については、工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度に限り、当該住宅に係る税額の3分の1が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

◆省エネ改修工事を行った認定長期優良住宅に対する減額措置

令和8年3月31日までに、認定長期優良住宅の認定を受けて一定の省エネ改修工事（工事に要した費用が、自治体からの補助金等を除いて、60万円を超えるもので、改修後の住宅の床面積が50㎡以上280㎡以下であるものに限る。）が行われた住宅については、工事が行われた年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度に限り、当該住宅に係る税額の3分の2が減額されます。（市町村への申告書の提出が要件）

◆固定資産の価格に係る不服審査について

固定資産課税台帳に登録されている価格について不服がある場合は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月までの間、固定資産評価審査委員会に対して、審査の申出を行うことができます。（63ページ参照）

◆申告

固定資産税の納税義務がある償却資産の所有者は、毎年1月1日現在における当該償却資産について、償却資産課税台帳の登録及び価格の決定に必要な事項を1月31日までに当該償却資産所在の市町村に申告します。

◆納税

市町村から送られてくる納税通知書により、定められた期限までに納めます。

期限は、市町村の条例で定められていますが、通常は4月、7月、12月、翌年2月の4回です。



都市計画税（市町村税）

都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用にあてるため、都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地・家屋にかかります。

◆納める人

原則として、市街化区域内に土地や家屋を所有している人に課税されます。
本県では、徳島市において課税されています。

◆納める額

都市計画税の税率は0.3%を限度として、市町村の条例で定められます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{固定資産の価格} \\ \hline \text{(課税標準)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{(徳島市)} \\ \hline \begin{array}{c} 0.275 \\ 100 \\ \text{(税率)} \end{array} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{税 額} \\ \hline \end{array}$$

（注）課税標準は、土地又は家屋の価格で、固定資産税の課税標準と同水準となります。

◆免 税 点

固定資産税について免税点未満のものについては、課税されません。

◆課税標準の特例

住宅用地については、次の特例があります。

一般住宅用地	価格の3分の2
小規模住宅用地	価格の3分の1

また、令和6年度から令和8年度までの各年度の土地に対する都市計画税の額については、固定資産税に準じた特例措置があります。

◆申告と納税

1月1日現在の所有者に課税され、市町村から送付される納税通知書により、固定資産税とあわせて納めます。



国民健康保険税（市町村税）

国民健康保険に要する費用にあてるため、国民健康保険の被保険者である世帯主にかかります。

国民健康保険の負担は医療保険の保険料の性格を持ちますが、「保険料」又は「保険税」のどちらの形式を採るか市町村が選択できることとされています。

◆納める人

原則として、国民健康保険の被保険者である世帯主

◆課税額

基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の合算額

◆納める額の計算

まず、都道府県において、市町村ごとの国民健康保険事業費納付金額及び標準的な税率が示されます。市町村は、都道府県において定められた標準税率等を参考に自団体の税率等を決定します。

◎基礎課税総額は、原則として次の(1)及び(2)の合算額です。

- (1) その年度の初日における一般被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の総額の見込額から、当該療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の100分の65に相当する額
- (2) その年度分の前期高齢者納付金等の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

◎標準的な基礎課税総額の構成

基礎課税総額 上記(1)+(2)の額	1	所得割総額	(40%)	— 応能割 (50%) 1 + 2
	2	資産割総額	(10%)	
	3	被保険者均等割総額	(35%)	— 応益割 (50%) 3 + 4
	4	世帯別平等割総額	(15%)	

(注) 標準的な構成は上表のとおりですが、市町村の実情に応じて組み合わせや割合は異なります。

次に、各納税義務者ごとの基礎課税額を計算します。

(1) 所得割額

原則として、次の算式により計算されます。

$$\left[\begin{array}{l} \text{世帯に属する被保険者の市町村民税の総所得金額、} \\ \text{山林所得金額、上場株式等に係る配当所得の金額、} \\ \text{土地の譲渡等に係る事業所得等の金額、長期・短期譲渡所得の金額、株式等に係る譲渡所得等の金額、} \\ \text{先物取引に係る雑所得等の金額の合計額} \end{array} \right] - \begin{array}{c} \text{基礎} \\ \text{控除額} \end{array} + \begin{array}{c} \text{雑損失の} \\ \text{繰越控除} \\ \text{の金額} \end{array} \times \text{あん分率（税率）}$$

(注) 1. あん分率（税率）= $\frac{\text{一般被保険者に係る所得割総額}}{\text{一般被保険者に係る課税総所得金額等の合計額}}$

2. 非自発的失業者については、給与所得を30/100として、所得割額を算定します。

(2) 資産割額

$$\begin{array}{c} \text{世帯に属する被保険者の固定資産税額（又は固定資産税額のうち土地及び家屋の税額）} \end{array} \times \text{あん分率（税率）}$$

(注) あん分率（税率）= $\frac{\text{一般被保険者に係る資産割総額}}{\text{一般被保険者に係る固定資産税額（又は固定資産税額のうち土地及び家屋に係る部分）の総額}}$

(3) 被保険者均等割額
被保険者数 × 均等割額

(4) 世帯別平等割額
1 世帯 × 平等割額

次に、その年度に課税すべき後期高齢者支援金等課税総額を決定します。

◎標準後期高齢者支援金等課税総額は、当該年度分の後期高齢者支援金等の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

次に、各納税義務者ごとの後期高齢者支援金等課税額を計算しますが、計算方法は基礎課税額における場合と同様です。

最後に、その年度に課税すべき標準介護納付金課税総額を決定します。

◎標準介護納付金課税総額は、当該年度分の介護保険法の規定による納付金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額です。

次に、各納税義務者ごとの介護納付金課税額を計算しますが、計算方法は基礎課税額における場合と同様です。

以上によって計算された基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額と介護納付金課税額の合計額が、国民健康保険税の納税額（年税額）となり、納税義務者である世帯主に通知されます。なお、国民健康保険税の基礎課税額は65万円を、後期高齢者支援金等課税額は24万円を、介護納付金課税額は17万円を超えることができないこととされています。

◆軽減措置・免除制度

1 一定の所得以下の世帯における軽減措置

一定の所得以下の世帯については、均等割額と平等割額の応益割について、一定割合が減額されることとなっています。

◎世帯主とその世帯の被保険者の総所得金額等の合算額が、

ア 43万円+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合 ……………下表A欄

イ 43万円+29.5万円×（被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合 ……下表B欄

ウ 43万円+54.5万円×（被保険者数）+10万円×（給与所得者等の数－1）以下の場合 ……下表C欄

	A	B	C
市町村によって異なります。	7 割減額	5 割減額	2 割減額
	5 割減額 (当分の間は 6 割減額)	3 割減額 (当分の間は 4 割減額)	
	5 割減額	3 割減額	

(注) 1. 「給与所得者等」とは、一定の給与所得者と公的年金等の支給を受ける方です。

2. 「給与所得者等の数－1」が0未満になる場合は0とします。

3. 「被保険者数」は、同じ世帯の中で国民健康保険の被保険者から後期高齢者医療制度の被保険者に移行した方を含みます。

4. 非自発的失業者については、給与所得を 30/100 として、軽減判定を行います。

2 未就学児における軽減措置

令和4年4月1日から、未就学児（6歳に達する日以後最初の3月31日以前である被保険者）については、均等割額について、5割減額されることとなっています。既に、一定の所得以下の世帯における均等割軽減が適用されている場合は、当該軽減後の均等割額の5割が減額されます。

(注) 1. 未就学児均等割後の税額が賦課限度額を超えている場合は、賦課限度額が税額となります。

2. 世帯主、またはその他の世帯員は対象となりません。

3. 年齢は生まれた日から計算するため、満〇歳に到達する日は誕生日の前日となります。

3 産前産後の免除制度

令和6年1月1日から、出産される被保険者については、所得割額と均等割額について、産前産後期間の4か月間（多胎妊娠の場合は6か月間）免除されることとなっています。この免除にあたり、所得制限はありません。

・免除対象期間

出産予定日（出産日）の前月（多胎妊娠の場合は3か月前）から翌々月までの期間

	3か月前	前々月	前 月	出産(予定)月	翌 月	翌々月
単胎妊娠(出産)			○	★	○	○
多胎妊娠(出産)	○	○	○	★	○	○

(注) 1. この制度での出産とは、妊娠85日（4か月）以上の分娩で、死産、流産（人工妊娠中絶を含む）、早産の場合も対象となります。

2. 対象期間の保険税のうち、出産する（した）方の保険税のみが免除となります。

◆納 税

市町村からの通知により、定められた納期限までに納めます。

なお、納期は、市町村によって異なりますが、通常は4月、7月、10月、翌年1月の4回です。

また、下記に該当する場合は、原則として年金からの特別徴収になります。（過去の納付状況等から普通徴収の方法による方が、円滑に徴収できると市町村長が判断した場合には、口座振替により納めることもできます。）

○特別徴収の対象となる方（下記1～4の全てに該当する方）

- 1 国民健康保険に加入している世帯主・世帯員が全て65歳～74歳である方
- 2 年金給付額が年額18万円以上ある方
- 3 世帯主が、介護保険料の特別徴収対象者である方
- 4 介護保険料と国民健康保険税を合算した額が、年金給付額の2分の1より小さい方

鉱 産 税（市町村税）

掘採した鉱物の価格に応じて、鉱業者にかかります。

◆納める人

鉱物の掘採の事業を行う鉱業者

◆納める額

鉱物の価格の1%（制限税率は1.2%）

※1月間に掘採された鉱物の価格が200万円以下の場合は標準税率は0.7%、制限税率は0.9%

◆申告と納税

鉱産税の納税者は、毎月1日から月末までの間において掘採した鉱物の数量、課税標準額、税額その他必要な事項を記載した申告書を通常翌月の10日から月末までに市町村に提出するとともに、その申告による税金を納めます。

入 湯 税（市町村税）

観光振興等にあてるため、鉱泉に入浴した人にかかります。

◆納める人

鉱泉浴場において入湯した人が、浴場の経営者を通じて納めます。

◆納める額

1人1日について150円（標準税率）

※1泊2日の入湯客については、これを1日として取り扱います。

◆申告と納税

経営者が入湯客から料金と一緒に受け取り、毎月分を翌月15日までに市町村に申告し、納めます。

申告と納税の期限の一覧

税 目	申 告	納	税
個 人 の 住 民 税	給与所得者については、給与支払者が給与支払報告書を1月末日	6月から翌年5月まで毎月徴収して翌月10日までに	特別徴収
	公的年金所得者については、年金支払者が公的年金等支払報告書を1月末日	毎年金支給月に徴収して翌月10日までに	特別徴収
	給与所得者・公的年金所得者以外の人は3月15日	一般的に 6月・8月・10月・翌年1月	普通徴収
法 人 の 住 民 税 事 業 税	事業年度が終了した日から原則として2か月以内	申告と同じ	申告納付
県 民 税 利 子 割	毎月分を翌月10日	申告と同じ	申告納入
県 民 税 配 当 割	配当等の支払いの翌月10日	申告と同じ	申告納入
県 民 税 株 式 等 譲 渡 所 得 割	毎年分を翌年1月10日	申告と同じ	申告納入
個 人 事 業 税	3月15日	第1期分8月、第2期分11月	普通徴収
不 動 産 取 得 税	取得した日から60日以内	納税通知書で定める日	普通徴収
地 方 消 費 税	法人は課税期間末日の翌日から2か月以内、個人は3月31日	申告と同じ	申告納付
県 た ば こ 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
市 町 村 た ば こ 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納付
ゴ ル フ 場 利 用 税	毎月分を翌月15日	申告と同じ	申告納入
軽 油 引 取 税	毎月分を翌月末日	申告と同じ	申告納入
自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割	自動車の登録や使用の届出のとき	申告と同じ	申告納付 (証紙徴収)
自 動 車 税 種 別 割	自動車の取得、消滅又は変更のあった日から10日以内	5月	普通徴収
		新規登録のとき	証紙徴収
軽 自 動 車 税 種 別 割	軽自動車等の所有者又は使用者となった日から、通常15日以内	一般的には4月中	普通徴収 又は 証紙徴収
	当初の申告から変更があった場合は、変更のあった日から、通常15日以内		
	軽自動車等の所有者又は使用者でなくなった日から、通常30日以内		

税 目	申 告	納	税
鉦 区 税	鉦業権の取得、消滅又は変更のあった日から10日以内	5月	普通徴収
狩 猟 税	登録を受けるとき	登録を受けるとき	証紙徴収
固 定 資 産 税	償却資産の所有者については1月末日	一般的に 4月・7月・12月・翌年2月	普通徴収
都 市 計 画 税	_____	一般的に 4月・7月・12月・翌年2月 (固定資産税とあわせて納付)	普通徴収
国 民 健 康 保 険 税	通常、4月15日	通常 4月・7月・10月・翌年1月	普通徴収
	年金保険者が公的年金等支払報告書を1月末日	毎年金支給月に徴収して翌月10日まで	特別徴収
鉦 産 税	通常、毎月分を翌月10日から同月末日	申告と同じ	申告納付
入 湯 税	鉦泉浴場の経営者が、通常、毎月分を翌月15日	申告と同じ	申告納入

(注) ●法律などで定められた納期限が土曜日、日曜日、祝日などにあたるときは、これらの翌日が納期限となります。

- 特別徴収……地方税の徴収について便宜を有する者（経営者など）が実際の納税者から税を受け取り、納めます。
- 普通徴収……県又は市町村から納税通知書が送られ、その納税通知書で納めます。
- 申告納付……納税者が自分で納める税額を申告して納めます。
- 申告納入……経営者などが特別徴収した税額を申告し、納めます。
- 証紙徴収……県又は市町村が発行する証紙などにより税金を納めます。



延滞金・加算金

◆延滞金

税金を納期限までに納めないときに、納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて次の割合で延滞金がかかります。

- ① 納期限の翌日から1か月を経過する日まで……………年 7.3%

ただし、各年の延滞金特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は当該割合+1%（上限7.3%）となるため、令和6年（1月1日から12月31日まで）は**2.4%**となっています。

※平成12年1月1日から平成25年12月31日までの期間については、前年11月末時点の「日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」に年4%を加算した割合が各年において適用されます。

- ② 納期限の翌日から1か月を経過した日以後……………年 14.6%

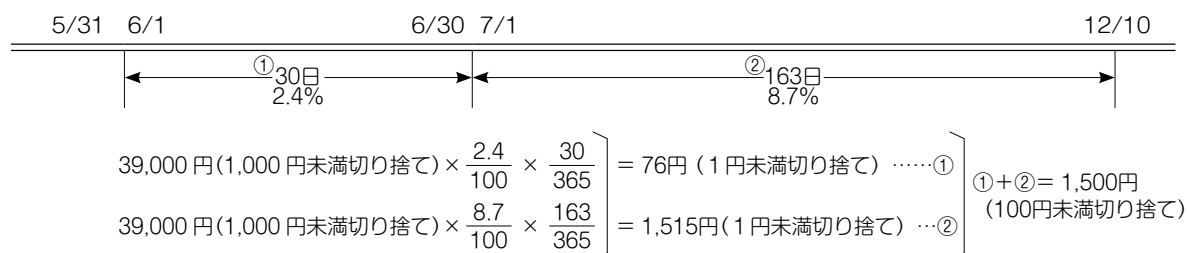
ただし、各年の延滞金特例基準割合が年7.3%を下回る場合は、その年内は当該割合+7.3%となるため、令和6年（1月1日から12月31日まで）は**8.7%**となっています。

延滞金特例基準割合＝租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合（令和6年中は0.4%）
に年1%の割合を加算した割合

※平成26年1月1日から令和2年12月31日までの期間については、延滞金特例基準割合を特例基準割合（銀行の新規の短期貸出約定平均金利をもとに、各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合）と読み替えて計算します。

◎延滞金の計算例

令和5年5月31日納期限の自動車税種別割39,500円をその年の12月10日に納めたとき



なお、法人の住民税・法人の事業税の確定申告の期限の延長を受けた期間内の延滞金の割合は、猶予特例基準割合（平均貸付割合+0.5%）となるため、令和6年（1月1日から12月31日まで）は0.9%となっています。

◆加算金

分離課税に係る所得割（個人住民税）、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割、鉱産税及び入湯税について、事実より少なく申告したり、申告しなかったり、また、故意に税を免れようとした場合は、次の加算金がかかります。

過少申告加算金	期限内に申告書を提出した場合で申告額が実際より少なく、 後日増額の更正等があったとき……………増差税額の10% ※増差税額が期限内申告税額と50万円のいずれか多い金額を超える場合は、その 超える部分の5%が加算されます
不申告加算金	期限内に申告書を提出しなかった場合……………税額の15% ※税額が50万円を超える場合は、その超える部分については20% また、令和6年1月1日以後に申告書の提出期限が到来するものについて、 税額が300万円を超える場合は、その超える部分については30% (ただし、更正・決定があることを予知せず、期限後に申告を行った場合は、5%)
重加算金	課税の基礎となる事実を隠ぺいし、仮装して税を免れようとした場合で、 期限内に申告書を提出しているとき……………増差税額の35% 期限内に申告書を提出していないとき……………税額の40%

- (注) 1. 平成29年1月1日以後に提出期限が到来するものについて、期限後申告、修正申告又は更正、決定があった日の前日から起算して5年前の日までの間に、その税目について不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、その加算金の割合に10%が加算される場合があります。
2. 令和6年1月1日以後に申告期限が到来するものについて、期限後申告等に係る税目で、前年度及び前々年度に不申告加算金又はこれに代えて課される重加算金に係る決定をすべきと認めるときは、その期限後申告等に基づき課される不申告加算金又は重加算金の割合に10%が加算される場合があります。

適正な申告・納期内納付をお願いします。

納税の猶予・減免について

税金は納期限までに納めなければなりません、納税者の事情により納税の猶予や減免が認められる場合があります。いずれも納税者からの申告が必要です。

◆納税の猶予

次の場合には、納税が1年以内（事情により最高2年）に限り猶予されます。

- 1 財産が災害（震災、風水害、火災など）や盗難にあったとき。
- 2 本人や生活とともにする家族が病気や負傷をしたとき。
- 3 事業を廃止又は休止したとき。
- 4 事業に大きな損失を受けたとき。

◆期限の延長

災害などにより、期限までに申告や納税ができないときは、申請により災害などがやんだときから2か月（県たばこ税・市町村たばこ税・ゴルフ場利用税・軽油引取税・入湯税は30日）以内に限り期限が延長されます。

◆主な減免について

次に掲げる場合で、知事又は市町村長が必要と認めるときには、税が減免されます。

◎個人住民税

- 生活保護法の規定による保護を受ける者
- 当該年において所得が皆無となったため生活が著しく困難となった者又はこれに準すると認められる者
- 学生及び生徒
- 災害その他特別の事情により特に必要と認められる者

◎法人県民税

- 公益社団法人又は公益財団法人
- 市町村長の認可を受けた地縁による団体
- 特定非営利活動法人

◎法人市町村民税

- 公益社団法人又は公益財団法人等

◎個人事業税

- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者
- 災害により被害を受けた場合

◎不動産取得税

- 取得した不動産が6か月以内に災害を受け、滅失又は損かいした場合
- 災害により滅失又は損かいした不動産に代わる不動産を3年以内に取得した場合
- 特定非営利活動法人の特定非営利活動事業の用に供する一定の不動産を取得した場合

◎自動車税環境性能割（身体障がい者等に対する減免は35ページ参照）

◎軽自動車税環境性能割（身体障がい者等に対する減免は40ページ参照）

- 取得した自動車が1か月以内に天災により滅失した場合
- 日本赤十字社の救急自動車又は血液事業の用に供する自動車の取得
- 公的医療機関の救急自動車又はへき地巡回診療の用に供する自動車の取得
- 特定非営利活動法人の特定非営利活動事業の用に供する一定の自動車の取得

◎自動車税種別割（身体障がい者等に対する減免は36ページ参照）

- 災害により被害を受け相当の修繕を要する場合
- 生活路線等を運行する一般乗合用のバスに対する減免

◎軽自動車税種別割（身体障がい者等に対する減免は41ページ参照）

- 公益のため直接専用するものと認める軽自動車

◎固定資産税

- 貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産
- 公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除きます。）
- 市町村の全部又は一部にわたる災害又は天候の不順により、著しく価値を減じた固定資産

◆NPO法人に対する県税の支援施策について

特定非営利活動法人（NPO法人）の設立を支援するため、平成16年4月から次のとおり県税の減免措置が講じられています。

◎対象税目等

税 目	摘 要
法人県民税均等割	収益事業を行っていても赤字の場合には、設立の日から5年以内に終了する事業年度に限り減免されます。 (収益事業を行っていない場合は、設立後の経過年数にかかわらず減免されます。)
不動産取得税	特定非営利活動事業の用に供する不動産の取得で、法人設立の日から5年以内に無償で譲り受けた場合に減免されます。
自動車税環境性能割	特定非営利活動事業の用に供する自動車の取得で、法人設立の日から5年以内に無償で譲り受けた場合に減免されます。

◆企業誘致等のための課税免除等について

◎過疎地域内における県税の課税免除（個人事業税、法人事業税、不動産取得税）

- 製造業等の用に供する設備の取得等で一定の要件を満たす場合
- 畜産業・水産業を行う個人が一定の要件を満たす場合

◎地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除（不動産取得税）

- 地域経済牽引事業計画の承認を受けた者が、促進区域内に施設の設置等を行う場合で一定の要件を満たす場合

◎地方活力向上地域内における県税の課税免除等（個人事業税、法人事業税、不動産取得税）

- 地方活力向上地域（首都圏以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域）において本社機能の移転、拡充を行う場合で一定の要件を満たす場合

地方税の救済制度

◆更正の請求

法人県民税、法人市町村民税、県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、法人事業税、県たばこ税、市町村たばこ税、ゴルフ場利用税、軽油引取税、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割、鉱産税又は入湯税の申告書を提出した後に、税額が過大であったこと等を発見したときは、法定納期限から原則5年以内（※）に更正の請求をすることができます。

（※）平成23年12月1日以前に法定納期限が到来しているものに関しては、法定納期限から原則1年以内に更正の請求をすることができます。

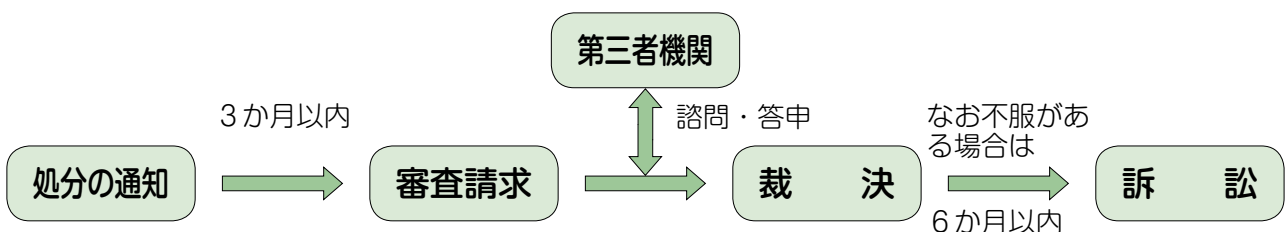
◆不服審査について

地方税の賦課・徴収の処分などについて不服がある場合には、その処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、**県税については知事に対して、市町村税については市町村長に対して、審査請求**をすることができます。

ただし、上記の期限内であっても滞納処分に関し欠陥があることを理由とする審査請求については、次に掲げる日又は期限後はできません。

- 1 督促……差押えに係る通知を受けた日の翌日から起算して3か月を経過した日
- 2 不動産等についての差押え……その公売期日等
- 3 不動産等についての公告から売却決定までの処分……換価財産の買受代金の納付の期限
- 4 換価代金等の配当……換価代金等の交付期日

なお、審査請求の裁決について不服のあるときには、裁判所に訴訟を提起することができます。



◆固定資産の価格に係る不服審査について

固定資産課税台帳に登録された価格に関して不服を有する納税者は、各市町村に設置された固定資産評価審査委員会に不服の審査を申し出ることができることとなっています。この審査の結果、固定資産課税台帳に登録された価格が固定資産評価基準に照らして不適当なものであることが認められると、固定資産課税台帳に登録された価格が修正され、税額が修正されることとなります。（ただし、土地の場合は税負担の調整措置を講じているため、価格が修正されても税額に影響がない場合もあります。）

審査を申し出ることができる期間は、固定資産課税台帳の価格等を登録した旨の公示の日から、納税通知書の交付を受けた日後3か月までとなっています。

また、固定資産評価審査委員会に対しての審査申出事項は固定資産の価格のみで、固定資産税の賦課等について不服がある場合には納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、市町村長に対する審査請求をすることができます。

納税の方法

◆県税を納めるところ

区 分		名 称
指 定 金 融 機 関		阿波銀行本・支店 ※県外の支店を含みます。
指 定 代 理 金 融 機 関		徳島大正銀行本・支店 ※県外の支店を含みます。
収 納 代 理 金 融 機 関		(みずほ銀行本・支店) ※県外の支店を含みます。
(支所に限る) 県内の本・支店・ 収納代理金融機関	銀 行	(三菱 UFJ 銀行)・四国銀行・伊予銀行・百十四銀行・愛媛銀行・香川銀行・高知銀行
	信 用 金 庫	徳島信用金庫・阿南信用金庫
	そ の 他	四国労働金庫・徳島県信用農業協同組合連合会・県が指定した農業協同組合・(徳島県信用漁業協同組合連合会)
郵 便 局		四国内のゆうちょ銀行・郵便局 ※四国外の場合は指定様式を使用します。
コンビニエンスストア		セブン-イレブン、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ファミリーマート、ポプラグループ、ミニストップ、ローソン、MMK設置店
東部県税局・総合県民局		東部県税局（徳島庁舎、吉野川庁舎）、南部総合県民局（地域創生防災部）、西部総合県民局（地域創生観光部） ※課税した県税局等以外でも納められます。 東部県税局自動車税庁舎 ※自動車税環境性能割・自動車税種別割に限ります。

◆eL-QR（地方税統一 QRコード）（※1）による納税

納税通知書等に付された eL-QR（地方税統一 QR コード）を、スマートフォンアプリで読み取って納付できます。

「地方税お支払サイト」を通じて、様々な納付手段が利用できます。

◎利用できる納付手段

クレジットカード（※2）、インターネットバンキング、各種スマートフォン決済アプリ、口座振替（ダイレクト方式）（※3）

◆コンビニ用バーコードによる納税

納税通知書等に記載されているコンビニバーコード（CVS 収納用）を、スマートフォン決済アプリで読み取って納付できます。

◎利用できるスマートフォン決済アプリ

au PAY 請求書支払い、d 払い 請求書払い、J-Coin 請求書払い、LINE Pay 請求書支払い、PayPay 請求書払い、楽天ペイ 請求書払い、モバイルレジ（クレジットカード（※2）、インターネットバンキングを利用した支払い）

◆ Pay-easy（ペイジー）（※４）による納税

納税通知書等に、ペイジーマークが記載されてるものは、インターネットバンキング（パソコン・スマートフォン等）や、ペイジー対応のATMから納付することができます。

（※１）QRコードは株式会社デンソーウェーブの登録商標

（※２）納付額に応じて決済手数料が必要

（※３）事前にeLTAXの利用者登録と口座情報登録が必要

（※４）Pay-easy（ペイジー）…金融機関のインターネットバンキング、ペイジー対応のATM等から納税ができるサービス

◆口座振替による納税

徳島県では、納税に便利な預金口座振替制度を実施しています。

口座振替とは、電話料金や電気料金などと同じように、あなたの指定した預金口座から自動的に納税できる制度です。

◎口座振替のできる税金

- 個人事業税及び自動車税種別割

◎口座振替のできる金融機関

- 64ページの表のうち（ ）書きの金融機関及び郵便局を除く金融機関でご利用できます。（指定金融機関との口座振替のデータが交換可能な金融機関に限られています。）
- 手数料は要りません。

◎申込方法

- 預金口座にご使用の印鑑をお持ちのうえ、金融機関か所管の県税局等へお申し出ください。

◆市町村税の納税の方法については、それぞれの市町村ごとに定められています。

納税の方法について詳しくお知りになりたい方は、
徳島県ホームページの「納税の方法について」をご覧ください。
国税や市町村税のキャッシュレス納付の方法についても掲載しています。



納税の方法について

税金についてのお問い合わせは

◆県税についてのお問い合わせ先

県税局等	事 項	電話番号	所 在 地	管 轄 区 域
東部県税局	(徳島庁舎) 納税、納税証明 徴収 課税(県民税・事業税等) 課税(不動産取得税) 課税(軽油引取税等)	(088)626-8812 (088)626-8830 (088)626-8843 (088)626-8851 (088)626-8862	〒770-0855 徳島市新蔵町1丁目67	徳島市・鳴門市・ 小松島市・勝浦郡・ 名東郡・名西郡・ 板野郡
	(吉野川庁舎) 納税、納税証明、徴収 課税	(0883)26-3912 (0883)26-3922		
	(自動車税庁舎) 自動車税全般	(088)641-2323		
	(※鳴門総合サービスセンター) 県税関係	(088)684-4421		
南部総合県民局 (地域創生 防災部)	(阿南庁舎) 納税、納税証明、徴収 課税	(0884)24-4115 (0884)24-4120	〒774-0030 阿南市富岡町あ王谷46	阿南市・那賀郡・ 海部郡
	(美波庁舎) 納税、納税証明	(0884)74-7420	〒779-2305 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	
西部総合県民局 (地域創生 観光部)	(美馬庁舎) 納税、納税証明、徴収 課税	(0883)53-2024 (0883)53-2022	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	美馬市・三好市・ 美馬郡・三好郡
	(三好庁舎) 納税、納税証明、徴収	(0883)76-0371	〒778-0002 三好市池田町マチ2415	
税 務 課		(088)621-2075 ~2079	〒770-8570 徳島市万代町1丁目1	

◆国税についてのお問い合わせ先

国税に関する「一般的な税務相談」の電話は「電話相談センターの税務相談官」が対応しますので、下表に掲げる各税務署の電話番号におかけいただき、自動音声の後、「1」を選択してください。

なお、税務署に個別のご相談などご用のある場合は、「2」を選択してください。

名 称	電 話 番 号	所 在 地	管 轄 区 域
徳 島 税 務 署	(088)622-4131	〒770-0847 徳島市幸町3丁目54	徳島市・小松島市・勝浦郡 名東郡・名西郡
鳴 門 税 務 署	(088)685-4101	〒772-0003 鳴門市撫養町南浜字東浜39-3	鳴門市・板野郡
阿 南 税 務 署	(0884)22-0414	〒774-0030 阿南市富岡町滝の下4-4	阿南市・那賀郡・海部郡
川 島 税 務 署	(0883)25-2211	〒779-3304 吉野川市川島町宮島747-2	吉野川市・阿波市
脇 町 税 務 署	(0883)52-1206	〒779-3602 美馬市脇町大字猪尻字西ノ久保36	美馬市・美馬郡
池 田 税 務 署	(0883)72-2155	〒778-0004 三好市池田町シンマチ1340-1	三好市・三好郡

◆タックスアンサー（よくある税の質問）

●タックスアンサーは、身近な税金についてインターネットにより情報提供を行っています。

《インターネットでのご利用》

国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）からご利用いただけます。

令和5年10月1日から消費税インボイス制度が始まりました。

◎制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

◎インボイス制度に関する一般的なご質問・ご相談は、
「インボイスコールセンター」をご利用ください。

フリーダイヤル

0120-205-553（無料）

受付時間

9:00～17:00（土日祝及び年末年始を除く）

特設サイトへ



◆市町村税についてのお問い合わせ先

市 町 村		関係窓口	電 話 番 号	郵便番号	所 在 地
徳 島 市		税務事務所	(088)621-5111	770-8571	徳島市幸町2丁目5
鳴 門 市		税 務 課	(088)684-1207	772-8501	鳴門市撫養町南浜字東浜170
小 松 島 市		//	(0885)32-2115	773-8501	小松島市横須町1-1
阿 南 市		//	(0884)22-1114	774-8501	阿南市富岡町トノ町12-3
吉 野 川 市		//	(0883)22-2215	776-8611	吉野川市鴨島町鴨島115-1
阿 波 市		//	(0883)36-8713	771-1695	阿波市市場町切幡字古田201-1
美 馬 市		//	(0883)52-5602	777-8577	美馬市穴吹町穴吹字九反地5
三 好 市		//	(0883)72-7614	778-8501	三好市池田町シンマチ1500-2
勝浦郡	勝 浦 町	税 務 課	(0885)42-1503	771-4395	勝浦町大字久国字久保田3
	上 勝 町	税 務 課	(0885)46-0111	771-4501	上勝町大字福原字下横峯3-1
名東郡	佐那河内村	住民税務課	(088)679-2114	771-4195	佐那河内村下字西ノハナ31
名西郡	石 井 町	税 務 課	(088)674-1115	779-3295	石井町高川原字高川原121-1
	神 山 町	税務保険課	(088)676-1115	771-3395	神山町神領字本野間100
那賀郡	那 賀 町	税務保険課	(0884)62-1182	771-5295	那賀町和食郷字南川104-1
海部郡	牟 岐 町	税務会計課	(0884)72-3410	775-8570	牟岐町大字中村字本村7-4
	美 波 町	税 務 課	(0884)77-3615	779-2395	美波町奥河内字本村18-1
	海 陽 町	税務出納課	(0884)73-4153	775-0295	海陽町大里字上中須128
板野郡	松 茂 町	税 務 課	(088)699-8715	771-0295	松茂町広島字東裏30
	北 島 町	//	(088)698-9803	771-0285	北島町中村字上地23-1
	藍 住 町	//	(088)637-3117	771-1292	藍住町奥野字矢上前52-1
	板 野 町	//	(088)672-5983	779-0192	板野町吹田字町南22-2
	上 板 町	//	(088)694-6807	771-1392	上板町七條字経塚42
美馬郡	つ る ぎ 町	税務国保課	(0883)62-3111	779-4195	つるぎ町貞光字東浦1-3
三好郡	東みよし町	税 務 課	(0883)82-6304	779-4795	東みよし町加茂3360

令和6年度 主な地方税法等の改正

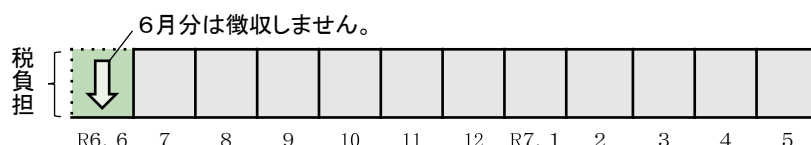
◆個人住民税

令和6年度分の個人住民税所得割額から、納税者及び配偶者を含めた扶養家族1人につき1万円の定額減税が実施されます。

※納税者の合計所得金額が1,805万円（給与収入2,000万円）以下の場合に限ります。

（例）給与所得に係る特別徴収の場合

令和6年6月分は徴収せず、「定額減税「後」の税額を」令和6年7月分～令和7年5月の11か月で均します。



なお、ふるさと納税の特例控除上限額（所得割額の2割）等について、定額減税「前」の所得割額とします。

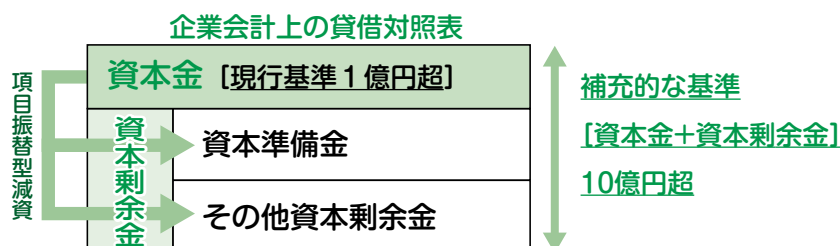
◆法人住民税・法人事業税

◎外形標準課税の適用対象法人の見直し

外形標準課税の対象法人について、現行基準（資本金1億円超）を維持した上で、当分の間、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人であって、当該事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額10億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされました。

※改正前に外形標準課税の「対象外」である法人及び改正後に新設される法人については、現行基準（資本金1億円超）や下記の100%子法人等への対応の基準に該当しない限り、外形標準課税の「対象外」です。

※令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用され、公布日前に外形標準課税の対象であった法人が、「駆け込み」で減資を行った場合で、上記の基準に該当するときは、外形標準課税の対象とする等の所要の措置が講じられました。



また、100%子法人等への対応として、資本金と資本剰余金の合計額が50億円を超える法人等の100%子法人等のうち、資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が2億円を超えるものは、外形標準課税の対象とされました。

※特別事業再編計画に基づくM&Aにより100%子会社となった法人等について、上記にかかわらず、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税の対象外とする特例措置が設けられました。

※上記改正により、新たに外形標準課税の対象となる法人に係る税負担の激変緩和措置が講じられました。

※令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。

（親・外形対象法人）
【資本金+資本剰余金】50億円超

持株比率100%

（子）資本金1億円以下、
【資本金+資本剰余金】2億円超

⇒外形対象法人

◆不動産取得税

◎不動産取得税の特例税率等

住宅及び土地に係る税率の特例措置（４％→３％）が３年延長されました。

宅地評価土地に係る課税標準の特例措置（２分の１）が３年延長されました。

◆軽油引取税

課税免除の特例措置について、船舶の一部（※）を除外した上、３年延長されました。

※ 専らレクリエーションの用に供する船舶（事業用船舶を除く）。

◆固定資産税等

◎固定資産税（土地）の負担調整措置等

土地に係る固定資産税の負担調整措置について、負担水準の均衡化を促進するため、現行の負担調整措置等が３年延長されました。

※ 負担水準：土地の評価額等に対する課税標準額の割合。

※ 現行の負担調整措置：地価上昇時に新評価額の５％ずつを課税標準額に加算等する措置（商業地等の場合）。

社会保障・税番号（マイナンバー）制度

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）」の施行に伴い、税（国税、県税、市町村税）に関する特定の申告書等に個人番号又は法人番号の記載が必要になりました。

◆個人番号について

- 個人番号は、12桁の番号で、住民票を有する国民全員に1人1つ指定され、市町村から「通知カード」により通知されています。また、住民票を有する中長期在留者や特別永住者等の外国籍の方にも同様に指定・通知されています。

※「通知カード」は令和2年5月25日に廃止され、個人番号の通知は個人番号通知書を送付する方法により行われています。

- 番号利用法では、個人番号の漏えいや悪用などのリスクから特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を守るため、特定個人情報の取扱いについて厳しい保護措置を定めています。

◆法人番号について

- 法人番号は、13桁の番号で、設立登記法人等に1法人1つ指定され、国税庁から書面により通知されています。なお、法人の支店や事業所には指定されません。

- 法人番号は個人番号とは異なり、原則として公表され、どなたでも自由にご利用いただくことができます。

◆申告書等の提出時の本人確認について

個人番号を記載した申告書等を提出する際は、本人確認書類の提示又は本人確認書類の写しを申告書等に添付していただく必要があります。

◎本人が窓口で申告等をする場合（例）

- 個人番号カード、通知カード又は住民票（個人番号が記載されたもの（写））

（通知カード又は住民票（写）の場合は、併せて運転免許証、パスポート等の官公署が発行した写真の表示がある身分証明書）

※通知カードは令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

◎代理人が窓口で申告等をする場合（例）

- 委任状

- 代理人の本人確認のための書類（個人番号カード、運転免許証、パスポート等）

- 本人の個人番号の確認のための書類（個人番号カード（両面）（写）、通知カード（写）、住民票（個人番号が記載されたもの）（写））

※詳しくは、66～68ページに記載の窓口へお問い合わせください。

地方税の申告・納税がインターネットで簡単に！

エルタックス eLTAX



イメージキャラクター：エルレンジャー

eLTAX(エルタックス)とは、地方税ポータルシステムのことをいい、**地方税の手続きを電子的に行うシステム**であり、全国の地方公共団体が共同で運営する地方税の総合窓口になっています。

eLTAX の特徴

■ サービス利用は無料

電子申告をはじめ eLTAX のサービスは無料でご利用いただけます。

※パソコン環境やインターネット接続環境等は事前に準備していただく必要があります。詳しくは下記URLへ。

■ 手続きは自宅やオフィスから

申告時期の混雑する窓口から解放され、自宅やオフィスからインターネットで簡単に申告、申請・届出等ができます。

■ 受付窓口の一元化

複数の都道府県や市区町村に申告手続きを行う場合、eLTAX で自動振り分けが行われ、それぞれの地方公共団体へ送信されます。

■ 申告書等の作成をサポート

無料の eLTAX 対応ソフトウェア (PCdesk) において、税額の自動計算や各項目の自動入力等、申告書作成支援機能を提供しています。また、PCdesk においては、市販の税務・会計ソフトウェアで作成した申告データ等の利用も可能となっています。

地方税共通納税システムがスタートしています！

地方税共通納税システムとは、全ての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。

地方税共通納税システムの特徴

● 電子納税で納付事務の負担が軽減されます！

電子申告と合わせて申告から納税まで一連の手順で行うことができます。また、複数団体への一括納付もできるため、納付事務の負担が軽減されます。

● ダイレクト納付ができます！

ダイレクト納付とは、事前に登録した金融機関口座を指定して、直接税金を納付する方式で、インターネットバンキングの契約が不要で、代理人に依頼して納付することもできます。また、納付期日を指定する場合にも便利です。

● 手数料は無料で利用できます！

● 納税できる税金の種類について

①法人都道府県民税、②法人事業税、③特別法人事業税、④法人市町村民税、⑤事業所税、⑥個人住民税(特別徴収分、退職所得分)⑦都道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)⑧地方たばこ税、⑨ゴルフ場利用税が対象となります。詳しくは eLTAX のホームページをご覧ください。



■ eLTAX利用時間

8:30～24:00 (土日祝、年末年始を除く。)

※毎月最終土曜日及び翌日の日曜日はご利用いただけません。

■ eLTAX ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>

■ 疑問点がある場合は

eLTAX ホームページの「よくあるご質問」ページ
をご覧ください。

<https://eltax.custhelp.com>

eLTAXホームページ



eLTAXよくあるご質問



小学生の「税についての作文」優秀作品の紹介

徳島県知事賞

恩送りの税金

中野島小学校 6年

徳 永 優 衣 さん

みなさんは、「恩送り」という言葉を知っていますか？この言葉は私がお母さんにもらったとても大切な言葉です。その意味は、だれかから受けた恩を直接その人に返すのではなく、別のだれかに送ることです。だれかにしてもらった恩をその人に返す「恩返し」も素敵だけれど、親切にもらってうれしかったことを次の人に送っていくことは、幸せになる人がどんどん増えることになるような気がして、心に残っています。

今年、物価が急に値上がりしたことを受けて、なんと私たちの給食が半額になりました。

税金で給食費がまかなわれることになったからです。私は税のことを社会の時間に勉強し少しは知っていたけれど、社会保障といっても自分には無関係のような気がして、実感がもてませんでした。また、納税が国民の義務であったとしても、私にとっては遠い未来の話のように思っていました。しかし、今回のことで、税金がぐっと自分の身近なことに考えられるようになりました。税金は、みんなが困った時に手を差し伸べてくれるんだなぁとうれしくなりました。

今、この給食費のために使われる税金は、私たちのお父さんやお母さんが納めたものです。私たちは、今はお父さんやお母さんが納めてくれた税金のおかげで毎日安心して生活ができています。でも、お父さんやお母さんも子どものころは、おじいちゃんやおばあちゃんが納めてくれた税金のおかげで大きくなったのだと分かります。今だれかが納めてくれている税金が「恩」であり、その恩恵を受けた人たちが、次の世代の人たちのために「恩」を送る人になっていくんだと思います。私もこの恩をたやさないように大人になったら次の世代のために税金を納めます。そしてこの幸せな気持ちも一緒に、この仕組みがずっと続いていったらいいなと願っています。

小学生の「税についての作文」募集（5、6年生対象）は、毎年、徳島県下各単位法人会が中心となっていて行っている租税教育推進事業で、令和5年度募集では県下全体で1,061点（111校）の応募がありました。

中学生の「税についての作文」優秀作品の紹介

徳島県知事賞

よりよい日本のために

応神中学校 3年

齋 藤 美 心 さん

「虫歯と詰物の治療二本で、合計九万四千五百円?!」

これは芸能人のたむらけんじさんが、アメリカで支払った歯の治療費だ。私はこのニュースを見てとても驚いた。母親に日本だとどのくらいかかるのか聞いてみた。「治療内容にもよるけど、だいたい五千円くらいかな」と言っていた。アメリカと日本とでは、どうしてこんなにも違うのかと疑問に感じ、調べてみることにした。

日本には、アメリカにはない国民健康保険制度というのがあり、日本国民には国民健康保険税を支払う義務があることを知った。私の家の場合、一年間の収入や家族構成などに応じて、市町村で決められた算定方法で国民健康保険税の金額が決められる。そして、その金額の税金を納めることにより、国民健康保険に加入したことになり、三割の自己負担で医療を受けられ、残りの七割分は保険でまかなわれるということだ。だから同じ歯の治療でも、アメリカと日本とではこんなにも大きな差が発生することがわかった。

私の家は農家だ。毎年七月頃市役所から国民健康保険納税通知書が送られてくる。それを確認する父は、毎年その金額に驚き、そして落胆している。その姿を見る私は子供なりに「どうして毎年そんなお金を支払わないといけないんだろう」と疑問に思っていた。しかし、たむらけんじさんの一件で、父が毎年納めている税金がどのように使われて、そしてその恩恵を私自身も身近に受けていることを知り、納税の大切さを実感した。

コロナが流行してから、私は二度コロナになった。その時の検査や薬の処方、支援物資の提供も全て税金により無償で行われたことにととても感謝している。同じ頃、アメリカでは毎日大勢の人がコロナで亡くなっているとニュースで報じられているのを見た。そこには、こうした健康保険の有無が大きく関わっていると思う。日本では、電話ひとつで救急車が無償で出動してくれる。有料のアメリカでは、救急車を呼ぶのを諦めた人がいたかもしれない。高額の治療費のために診てもらえない人がいたかもしれない。そう思うと、日本は本当に恵まれていると思う。

私の日々の生活の中で、税金による恩恵をたくさん受けていることを改めて知った。通学途中、自転車をこぐ足に当たって痛い道路脇の草はきれいに刈り取られている。教室に設置されたエアコンのおかげで、猛暑の中でも快適に授業が受けられる。私はまだ中学生なので、消費税くらいしか納められないが、自分が納めた税金が誰かの生活に役立てられていると思うとうれしくなる。「なんで払わなくてはいけないの」とは、もう考えなくなった。

私の住む日本がよりよい国であるために、しっかり納税していこうと思う。

中学生の「税についての作文」募集は、毎年、全国納税貯蓄組合連合会が中心となって行っている租税教育推進事業で、令和5年度募集では県下全体で4,816点（72校）の応募がありました。

中学生の「税についての作文」優秀作品の紹介

徳島県知事賞

「よろしくね」と「ありがとう」の気持ち

北島中学校 3年

新井水稀さん

私にとって幼稚園は思い出の場所だ。優しい先生、楽しく遊んでくれる友達など、すてきな人達に恵まれた。みんなと過ごした日常は、今でもよく覚えている。

そんな忘れられないものとなった貴重な経験をした幼稚園が、2019年10月から、一部を除き制限付きで、利用費が無償化されていることを知った。そこでなぜ無償化することにしたのか、そして、そのお金はどこから支給されたもので賄われているのかということについて調べてみた。まず無償化された理由として最も大きなものは、少子高齢化対策だそうだ。そして無償化された分のお金は、増税された分の消費税で賄われているそうだ。この2つを知って特におどろいたのは、支払っていた消費税が、私より小さな子たちのためにも多く使われていたということだ。正直、増税され納めてはいたものの、「なぜ上げるんだろう」と思うだけで、使い所は知らなかった。中学生の私でもどこかで役に立っているというのが素直にうれしかった。

また、子どもに対し税金が使われているのは、保育園、幼稚園ばかりではない。小学校や中学校の義務教育中、さらにそれを終えた先にある高等学校にも税金があてられている。

高校卒業時までに使われる税金が、一人あたりなんと一千万円をこえる都道府県もあるそうだ。いったいなぜ、みんなが納める大切なお金を、未成年の私たちに多く使ってもらえるのだろうか。それはきっと、学校に通っている、また今後通うことになる私たちは、自分だけでなく税金を納める大人の未来をも担っているからだと思う。学生のときは税金の助けを受け勉強をし、大人になったら過去の自分のような、未来を担う学生に期待と希望をこめて税を納める。こういった循環がつながっていることを考えて、暖かな気持ちで税を納め、あてられた分を使うことこそが、未来をつくっていくのではないだろうか。

よく大人が、

「学生時代の思い出は忘れられない」

というのを耳にする。きっとその言葉は本当で、私も今までの幼稚園、小中学校での思い出を忘れず、これからの残りの中学校生活、そしてその先の学校でも、忘れられない思い出をたくさんつくることと思う。しかしそれは支えてくれる家族など周りの人、さらに国民が納める税金があって成り立つことだ。そのため、思い出をつくるだけでは終われない。

思い出をつくと同時に、助けてくれるたくさんの人たちに恩返しをするような気持ちを持って授業を受け、勉強するようにしたい。

大人になる上で必要な経験をするために保育園、幼稚園、学校などにはあり、だからこそそこに税金が使われる。これからは私が出した私なりの考えを胸に、学校に通うようにしたい。学校に行くのを助けてくれている多くの人たちに、ありがとうの思いを持ち続けよう。

memo

Handwriting practice lines consisting of 28 horizontal dashed lines.

徳島県の
新キャッチフレーズが
決まりました。

キャッチフレーズのコンセプト

● ロゴマーク

- ・無限大マークを2つ重ねた「ダブルインフィニティ」
- ・徳島の多様な「アイデンティティ」を表現

● メインフレーズ

- ・新時代に向けた「徳島の可能性」「挑戦する姿勢」
- ・「阿波おどり」のようなパワーで飛躍

● サブフレーズ

- ・阿波藍の産地・青色LED発祥の地
- ・本県が目指す「未来に引き継げるサステナブルな徳島」



新時代へ 躍り出そう

Sustainable ^{AI} 藍 Land
TOKUSHIMA

徳島県公式「LINE」友だち登録募集中！

徳島県公式「LINE」は、日常生活に密着した県政情報や
イベントのお知らせなどをプッシュ型で随時配信し、
災害時は安全の確保に直結する緊急・防災情報を配信しています。

徳島県公式

LINE

友だち登録はお済みですか？

＼ 防災情報を配信しています！

徳島県 ライン 検索



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



「**地方税のしおり**」は徳島県のホームページにも掲載しています。
県税の申請用紙等の提供も一部行っています。



徳島県ホームページ



県の木 **やまもも**



県の鳥 **しらさぎ**



県の花 **すだち**

徳島県／徳島県市長会／徳島県町村会

徳島県企画総務部税務課 〒770-8570 徳島市万代町1丁目1
TEL. 088-621-2075～2079